

会 議 録 目 次

平成 2 8 年 第 4 回 海 田 町 議 会 定 例 会 （ 第 2 日 目 ）

平成 2 8 年 1 2 月 6 日 （ 火 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日 程 第 1	一 般 質 問	
	○ 崎 本 広 美 議 員	4
	○ 大 江 康 子 議 員	5
	○ 大 高 下 光 信 議 員	15
	○ 岡 田 良 訓 議 員	18
	○ 西 山 勝 子 議 員	30
	○ 宗 像 啓 之 議 員	38
	○ 前 田 勝 男 議 員	50
日 程 第 2	第 3 8 号 議 案	議 会 の 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
		59
日 程 第 3	第 3 9 号 議 案	特 別 職 の 職 員 で 常 勤 の も の の 給 与 及 び 旅 費 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
		59
日 程 第 4	第 4 0 号 議 案	職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
		59
日 程 第 5	第 4 1 号 議 案	職 員 の 勤 務 時 間 ， 休 暇 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
		61
日 程 第 6	第 4 2 号 議 案	海 田 町 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
		62
	（ 延 会 ）	69

平成28年第4回海田町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年12月5日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 （開 議） 12月6日（火）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員（1名）

11番 宮 坂 二 郎

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（1名）

11番 宮 坂 二 郎

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 西 田 祐 三   |
| 副 町                 | 長 | 胡 家 亮 一   |
| 企 画 部               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 部               | 長 | 丹 羽 勤     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 湯 木 淳 子   |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司   |
| 企 画 課               | 長 | 森 原 宏 生   |
| 財 政 課               | 長 | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課               | 長 | 中 垣 雅 彦   |
| 税 務 課               | 長 | 近 森 茂     |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 住 民 課               | 長 | 水 川 綾 子   |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 新 藤 正 敏   |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 長 寿 保 険 課           | 長 | 伊 藤 仁 士   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長     |   | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 早稲田 誠     |
| 教 育                 | 長 | 田 坂 裕 一   |
| 教 育 次               | 長 | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 中 川 修 治   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 小 林 伸 二   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 下 義 博

主 任 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第 38 号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第 39 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第 40 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第 41 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第 42 号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 第 43 号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 第 44 号議案 海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 第 45 号議案 平成 28 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 第 46 号議案 平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 第 47 号議案 平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 第 48 号議案 平成 28 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 発議第 9 号 「ニッポン一億総活躍プラン」を实践するシルバー人材センターへの支援を求める決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 00 分 開議

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の日程はあらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 13 に至る各議案でございます。

てございません。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）まあ、両方とも十分な答弁ができてありがたいと思いますが、若干申しますのが、グラウンド整備のやっぱり私、県の水道課ともお話ししましたが、元々、海田町の土地を使われるんじゃないから、あとはグラウンドに適したような、施設か何かを造ってもらえないか、配慮してもらえないかっちゅうこと言いましたら、要望があればできる限りのことは、最大限のことはやりましたという答弁がありました。その点についてどう思われますか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今回の件に関しましては、陸上競技場に限らずですね、現在のトンネルの発生残土を利用したアスリート育成のための、何らかの施設というのを検討しておりますので、それを来年度、29年度辺りにですね、方針の方を出していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと余分なことになるか知りませんが、グラウンドを整備した場合に、野球場の下の法面がありますね、あそこ散歩いうか、2メートルでも3メートルでもええが、山沿いにずっと、どういうんか、ランニングコースのようなものも検討してもらいたいと思いますが、それが可能か可能でないか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）検討は可能でございます。併せて検討して参ります。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）審議会の方は大変ご苦労さんでございましたが、思うような、皆さん、父兄が思われるような回答が出ましたので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（久留島）3番、大江議員。

○3番（大江）3番、大江です。今回、2点について質問させていただきます。1点目、海田東小学校区海田町防災訓練実施について。先々月の10月30日、海田東小学校区内において、海田町防災訓練が行われたおり、私も一住民としてその訓練に参加しました。8時30分の避難勧告が発令されてから家を出て、避難所である海田東小学校へ休むことなく歩いて20分掛かりました。学校の玄関正面の外で受付をし、案内を受け2階に上がったところで毛布を貰い、同じ自治会の仲間のところで待機をしていました。

かなり経ってから、今、ふるさと館からこちらへ移動をしてきているので、もう少しお待ちください、と職員からの報告がありました。待つこと約1時間30分余り、もうすぐふるさと館、海田公民館の方も来られますので、体育館の方へお越しください、と案内があり移動。体育館前には、荷物を積んだトラックが到着していました。避難者の皆で、お茶や簡易ベッド用のダンボールをトラックから降ろし、所定の位置に置いた後、職員からの説明を受け、自治会ごとに分かれました。AEDの操作法や、簡易ベッド・間仕切り作成・自衛隊の災害時に使用する工具や、装備品の展示の説明を受け、最後に非常食の試食で訓練終了となりました。訓練の想定では、豪雨により大雨・洪水警報が瀬野川上流地域に発令され、土砂災害の危険性は低いものの、瀬野川の氾濫が懸念される状況となったところでの今回の避難訓練でした。この体験を通して感じたことは、えっ、これが防災訓練、住民は、何を学んだの、AEDの操作法、ベッドの組み立て方、それだけなら、8時30分から家を出て避難を開始してくださいという設定は必要ではなかったのではないの、と疑問を感じざるを得ませんでした。そこで問います。1点目、東小学校区の人に、この日あった防災訓練の話をする、ほとんどの人が、知らなかった人が多かったのですが、この日の防災訓練の周知はどのような方法を取ったのですか。また、参加者、各自治会10名を基準となっていますが、なぜ人数の制限をしているのですか。2点目、この日の防災訓練の目的は何でしょうか。3点目、この度の防災訓練は、ほとんどの役場職員が出動したと聞いていますが、海田公民館、ふるさと館、海田東小学校避難所への指揮系統はどのようになっていましたか。4点目、このような訓練の仕方、実際に起こったときに対応できるのですか。5点目、現在の災害のマップ図は、もっと検討する必要があるのではないですか。大きく2点目、防災行政無線について。国の交付金で整備した防災行政無線について、今年の10月、会計検査院の調査で、27市区町の防災無線設置建物に耐震性が確認されていないとの発表がありました。その中に海田町の親局、訂正です、1局も対象に入っていました。親局に支障が生じれば、子局も情報を受信できなくなる状態にあると指摘され、海田町は、庁舎移転構想の中で改善を目指すと新聞紙上では答えています。庁舎建て替えは、まだまだ先の予定です。9月から導入した海田町防災情報メール登録をされた方は何とか情報が入るものの、それ以外の方は中々入りません。親局が使えないことが起こったときの対策は何か考えているのでしょうか。お尋ねします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。海田東小学校区海田町防災訓練実施についての質問でございますが、1点目については、防災訓練の一般的な周知は、広報紙で行い、海田東小学校区の自治会については、会議を開いていただき、参加の要請をいたしました。自治会からの住民の皆様への周知方法につきましては、できるだけ多くの皆様に参加していただけるよう検討して参ります。2点目については、町長、副町長及び本部員に対し、シナリオに基づいた災害対処の一連の活動概要を実施しました。その中で、所要の指示の発令、指揮系統の確認を行うことを目的とした災害対策本部の活動訓練、被害情報等を災害対策本部へ迅速正確に伝達することを目的とした情報伝達訓練、住民が指定された避難所への迅速な避難を行うこと及び避難住民の安全な誘導を職員・消防団員が適切に行うことを目的とした避難訓練及び避難誘導訓練を実施しました。また、住民ボランティアが主体となり、避難所への開設・運営・炊き出しを行い、各自の役割を認識・体験することを目的とした避難所開設訓練、炊き出し訓練を行いました。3点目については、今回、校区の訓練としては初めて複数の避難所を開設することを行い、避難所運営の班を3班編成し、対応に当たらせてところでございます。それぞれ責任者を定め、本部から指示をしております。4点目については、今回の訓練は、住民の避難訓練のほか、災害対策本部の活動訓練、職員の初動訓練等を同時に行っており、町、防災関係機関、住民、災害時支援協定締結企業が一体となって、その連携・調整要領を確認することができ、実際の災害時における対応訓練として、一定の成果があったものと考えています。5点目については、ハザードマップは、これから行われる土砂災害危険区域の指定、県が行う瀬野川の浸水想定の見直しに合わせて順次改定を行っていく必要があると考えております。続きまして、防災行政無線についての質問でございますが、防災行政無線の親局が使用不能になった場合の情報伝達につきましては、子局に職員が赴き、操作盤から個別に直接放送をすることができます。また、消防団車両や町の広報車などあらゆる手段で情報伝達を行って参ります。土砂災害危険区域と、答弁いたしましたが、正しくは、土砂災害警戒区域に改めさせていただきます。どうも失礼しました。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）この度の、この防災訓練の周知方法ですが、自治会に、会議を開いて参加の要請と書いてますが、これは、一時、東小学校区の自治会長さんたちが集まって、そのときにその要請をしたと思うんですが、そのとき、どのような説明を、10名程度集

めるのに、どのような説明をされたのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回、防災訓練を行うに当たって、東小校区の自治会長さんにお集まりいただいて説明いたしました。その中で、どの程度の参加というところでご意見いただいたときに、こちらの方から、10名を基準に参加をいただきたいというご説明をしました。その中で、10名ぴったしであるとか、10名を下回ってはいけないであるとか、そういったご説明ではございませんで、基本的には、それよりも、もっともっと多く参加していただきたかった旨がございましたけども、自治会長さんのご負担にならない、一応10名を基準に参加をしていただきたいという要請をいたしました。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）それでは、ほかの自治会で48名、自治会の防災訓練を兼ねて参加しているところもありましたが、それは自治会の希望でということでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）そのとおりでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）一番疑問に思うのが、この10名、で、先ほど、住民の避難訓練というふうにおっしゃいましたが、町長がおっしゃってましたが、この避難訓練というこの目的です、ね、実際、雨が降るのを想定して、私はリュックを背負ってお茶を入れて、軍手入れて、避難のときのように、懐中電灯も入れて、全部入れて、フードも被って、降ってるものを想定して動きました。でも、実際10名ってということだけで要請してますので、自治会長さんたちは、やはり遠い人に出てもらうのは大変だからと、近くの人に声を掛けてるケースが多かったんです。しかも役員さんだけです。こういう住民の避難訓練をする場合、本当に必要なのは、この避難行動支援者ですね、この人たちに対して、この人たちがどのような動きをするのかってというのが、これがやはり住民の、要するに避難の訓練だと思うんです。それが、健康な人で、しかも小学校から3分か、そこらの方たちばかりで避難してても、全くこれは避難訓練になるんだろうか。私は、カメラ抱えて、さあ避難してる人の様子を撮ろうと思いましたけど、もう着いたときに20分掛かりました、二丁目の方から。そうすると、その避難のこの行動の、避難行動支援者はもっともっと時間掛かる訳です。10名を要請するときに、例えば、自治会長さんに例えば、やっと歩くのが困難な方、避難者の支援がいる方、ある程度分ってれば、そうい

う要請しながら、そのときにどのような形でその人たちを助けながら避難していくのかとか、そういうのも住民の避難訓練になると思うんですが、本当に健康な人だけで、5分程度で着く人の中で、避難訓練と言えますか、お答えください。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回の防災訓練に関して、住民さんの参加の要請をした、その周知の方法であるとか、人数だけをお示しして自治会長さんに要請したやり方については、今後、検討の必要があると思っております。自治会長さんの会議の中で、今、議員さんが言われたようなご意見もいただいた自治会長さんもございました。ただ、今回、東小校区の訓練ということで、東小を設定して、そこに歩いて来ていただくという、住民さんの移動訓練というものを、ちょっと主眼に置いておりましたので、検討課題としては受け止めてはありましたけども、今回の訓練に反映することはできませんでした。今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）それともう一つですね、その日は雨が降ってませんでした。それでも、元気の私が二丁目のトンネル下の方から歩いて20分、急ぎ足で。もっと上の人はもっと時間が掛かる。雨が降っていたら、途中、国信の場合は浸かっていることが多いので、もっと時間が掛かる。ですから、せめて見通しとして、住民さんの避難訓練が入ってくる場合は、8時半に出るようになって伝達してますよね。私も8時半の放送と同時に出ました。そのときに、住民さんに、8時半に出たら小学校に着くまでに何分掛かりましたか、というふうな、やはりその平日で歩くときだけでもどのくらい、距離、ここまでどのくらい掛かると、そういうのも把握しながら、避難準備情報発令ですね、これは8時10分にされました。そうすると、この避難情報発令も、もっと早くしないといけないとか、そういうものが読めてくると思うんです。だから、ただ避難するだけでなくって、ここからここまでがこういう状態で何分掛かっている、この距離からどのくらい掛かる。そうすると、雨が降った足が悪い状態ではもっと掛かる。そうすると、もっともっと早く発令を出さないといけない。っていう、そういう、実際、これは想定はしてる訳ですから、そういうのも全部想定の上で、やはり記録として残して、住民の安全を守るためにしていくべきではないかと思うんですけども、そのこのところ、どのように思われますか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員ご指摘のとおり、要援護者の方の避難でありますとか、そういっ

た、避難所までの時間、こういったもの、避難する場合の重要な点になってこようかと思います。今回の避難訓練におきまして、そういったことへの対応というのができていない、これは深く反省をいたしておるところでございます。当然、こういったご意見を伺った訳ですから、次回の防災訓練を実施する場合の参考にさせていただいて、より良いものに実践に近いものに改善していきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）ついでと、あれなんですけど、町長の所信表明の中に、職員が朝4時5分に参集メールで参集して、招集して、1時間以内に75名が参集、それから、1時間30分以内、最終的に105名の職員参集と書いてます。一番早い職員、多分町内と思うんですが、それで何分ぐらい掛かれたんですか。何かこれ時間を計ったと聞いております。職員は時間を計っていると聞いておりますが、一番早い職員で何分ぐらい、遅い職員でどのくらい掛かったかお知らせください。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、一番早い職員が4時11分ですので、5分にメールを出しておりますので、6分でございます。一番遅い職員が、7時30分ということでございますので、3時間25分ということになろうかと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）個人情報かも分かりませんが、この3時間25分っていうのは、到着までの手だて、例えば、自転車とかバイクとか歩くとか、そういう手段と、どこの地域にお住まいの方でしょう。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）呉市在住の職員で、通勤手段はＪＲでございます。今回の参集手段はＪＲでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）すいません、聞こえなかったもので、もう一度。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）すいません、呉市在住の職員でＪＲでございます。

○議長（久留島）大江委員。

○3番（大江）今、ＪＲと言われましたけど、朝早い時間、ＪＲ動いてない時もありますし、何とも言えないんですけども、これ、時間は掛かってても、本当の災害があったと

きはこれら、全部動いてませんよね。それであるならば、大変だと思います、職員さんもこんな朝早くから訓練されるのは。でも、実際に、例えば、自転車で動いてみるとか、歩いてみるとか、これは本当に、想定をして、職員も動いてみるべきではないんですかね。みんな、これはもう紙の上の空論みたいになんか、どうしても思わないんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回の職員参集訓練は、4時5分にメールは出しましたけども、職員には何時にメール出すというような周知は全くしておりませんでした。大体その日にあるよというレベルの周知しかしておりませんでした。で、先ほど一番遅かった職員につきましては、メールの確認時間が分かるんでございますけども、5時59分にメールの確認をしておいて、で、そこから移動してきたというところでございまして、移動時間に関しては1時間少しというところでございますので、今後はそのメールに早く気づく手当と、併せて夜間の移動の手段について、課題が残ったと、そのように考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）職員の動きなんですけども、海田東小学校で指揮系統の動きが全く見えなかったんですよ。例えば、お茶を運ぶにしても、これ、どこどこどここって。ええとええと、ああ、そこですっていう感じ。ですから、誰がその指揮者なのか、全然それが見えてなくて、よその自治会の方も、ここの指揮系統が全く見えてない。それと、毛布をいただいて、上に上がって1時間半、想定ですから、例えば、今、水がどういう状態ですとか、そういう、報告の、練習って言うたらおかしんですが、訓練も要ったんじゃないかと思うんです。ただ、1時間半、上に上がって、近所の方とおしゃべりしてっていう感じの状態でした。その1時間半、普通だったら、例えば水かさが上がってまますから、3階に上がってください。そういう訓練も要ると思うんです、住民の。ですから、想定って書いてる以上は、本当にそのように想定しながらの職員の動き、住民の動き、必要じゃないかなと思うんですけど、そのときの1時間半の待機、その間の指揮系統、全く動いてないように思われましたけど、どうでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回、避難訓練と併せまして、先ほど町長答弁にありましたように、本部の運営訓練、それから職員のパトロール訓練等を併せて行っております。住民

の方が避難されて、校舎の中に入った中でも、避難勧告解除のための現地調査のパトロールであるとか、報告、本部での意思決定の必要な訓練を行っていたところでございます。そういったところが、避難されていた方について見えなかったといいますか、全然伝わってなかったというところに反省点があって、そこで待ち時間が多くなったというところで、感じております。自治会長さんの方にアンケート等、その後してみたんですが、やはりそういったご意見が多くありましたので、今後、意見の中にはですね、その待ち時間の間にしっかりと情報伝えてほしいであるとか、その間に防災教室みたいなものをした方がいいんじゃないかとか、そういったご意見もいただきましたので、それで待ち時間を短縮する方法であるとか、有効活用する方法を今後検討したいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）実際に、もし本当に遭って避難した場合は、本当に待ち時間の間に一体どうなってるんだろうか、どうなってるの家の方は、とか、もっともっと住民さんは不安になると思うんですよ。ですから、想定ですから、仮でもいいですから、やはり細かな情報というものは、住民が安心すると思うんですよ、ですから、そういう、想定してたら本当に自分たちが今こういう状態だっていうふうに、落とし込めて、それから訓練に掛かると、もっともっと、そういうところに気が付いていくんじゃないかなというふうに思います。それから、避難場所で指揮系統がよく分からないというのが、例えば、何でもそうですけど、この人が責任者かなっていう場合、皆さん役場職員は同じ制服を着てられましたけども、ああいうときに、例えば腕章とか、私が見落としかも分かりませんが、例えば、そのときに腕章されてるとか、色分けしたりすると、ああ、この人はこういう系統のリーダーだなとかいうのが、住民にやっぱり目に見えて分かるものの標ってというのが、避難とかしたときには、右往左往の状態の中で、やはり目に見えて分かる標ってというのが必要ではないかなというふうに思いました。ですから、今後、そういう訓練されるときには、この人がこういう系統の指導者であるというのが、目に見えて分かる工夫が要るんじゃないかと思います。それともう一つ疑問を持ったのが、段ボールとかお茶を運ぶときに、軽トラックが来られましたけども、それも、想定では、雨が降ってるんですね、雨が降ってるのに、戸外で屋根のないところで持ち運びしました。本当を言うと雨降ってるんでしたら、そういう雨降ってる中で、段ボールなんか濡れると大変です。もしどしゃ降りの状態でしたら。だから、それも想定するんだったらビニールテントを張るとか、もうちょっと突っ込んで屋根のあるところに軽トラック行って、

濡れないように運んでいくとか、だから、あらゆる面に関して、これは雨が降ってて、瀬野川氾濫のそういう想定をやってる訳ですから、想定の下で、私は、全て動いていかないと、天気のときにやっという、いざ雨が降ると、この動きっていうのが、全く、現場の動き違ってきます。だから、住民さんにもそういう想定の下で、避難、最低限、水とそういうものをぱっと背負って行ってくださいという、もし、声掛けされるのであれば、想定っていうことは、あくまでも降ってるってことを、イメージーション、頭の中でしながら動いていかないと、本当に起こったときは大変なんです。実際、保育士をやっているときに、訓練はうまくできました、でもある日、煙が園内で出て、バタバタバタバタ、職員が慌てました。わざと園長さんが発煙筒を焚いていたんです。それ気が付かなくて、火が出てるよ、どうするどうするどうするってバタバタした経験があります。ですから、やはり、実際に想定した動きっていうのが要ると思うんです。この日は、職員の参集とか、いろんな訓練だとお聞きしました。以前、ほかの議員が、職員が全部動くべきではないかということで、その訓練をされたと思うんですが、やはり、想定している以上は、想定した訓練もしてほしいと思います。それから、防災無線の件ですけども、防災行政無線、先ほど、今、子機でも十分に役立つとおっしゃってましたけども、親機を、庁舎がいつ建つか分からない、構想では予定をしてるということですけども、親局をどこかへ動かしていくことは、不可能でしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）親局の移設については、現在、検討はしておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）確かに子局もできるということですが、親局を、庁舎が建つまでに、子局と連絡のできる場所を見つけて、一時そこに動かして、庁舎が建ったときに新たにということも考えられると思うんです。もしこの今日、昨日、質問が一杯ありましたが、庁舎が倒れたときなんかどうするんか、それらを考えた場合に、安全な場所に親局を移して、そして、まだ庁舎、まだ5年ぐらい先、何年か分かりませんが、先の話になります。ですから、親局を移して、庁舎ができたときにそちらに移すっていう方法もあるんじゃないかと思うんです。確かに、コストの問題もあると思います。どのくらい掛かるか分かりません。もし親局を移すとなると、コストどのくらい掛かりますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）申し訳ございません、見積もりの方を徴取したことがございませ

ん。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）では、そういう方法もあるんでないかと思いますので、一応そういう検討してみてください。それから、マップ図、今からまだ再検討、いろいろされるっていうことですが、実際、まだ今もう、町内は外国の方が少なくなっておりますが、マップ図の中に、やはり今、外国の方もかなり居られますから、細かいところは別として、大まかな重要ポイントのところに外国語も入れていく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）住民の方には分かりやすいマップづくりというのは必要なことと考えております。ただ、どういった国、対象の方にマップで、どういった言語でっていうこともございますので、すいません、そこら辺は他の市町の事例なんかも研究しながら、参考にしながら、研究して参りたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）では、やはり今、いろいろな国の人が入ってきていますので、どこの言語に焦点を当てるのか難しいと思います。でも、もしマップ図に記載できなかつたら、どのような形でできるのか、今から先、検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）現在、公園の中の避難場所の表示などは、外国語表記も入れさしてもらってるところもございます。その他どういった方法が適切かというものも含めて、調査研究させていただければと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）最後に、一番言いたいのは、この災害防災訓練は、確かに職員の参集、いろんな問題のそちらが重点になったと思うんですが、やはり住民に意識改革するっていうのが本当に必要ではないかと思います。一人の方は、全然その訓練と知らずに飛び出してきた方がいました。そして、訓練と知ると、私、参加していいのかしらっていうことから、いや、おばちゃんみたいな人が一番大事なんよっていうことで、参加していただいて、そのときに、その方が、私、こうなったとき、どこに逃げればいいのかしらっていうおっしゃいました。どこに逃げればいいのかしらって住民が感じたっていうことは、これが一番

住民の避難訓練の一番大事なところじゃないかと思うんです。ですから、やはりこれがみんながそのように、こういうとき、私どこに逃げればいいのかというのが、一番心の中に、本当の訓練になると思うんです。から、この点、今後そういう訓練をされるとき、住民一人ひとりが、こういうとき、私はここに逃げればいいのかというような自覚が持てるような訓練にしてほしいと思います。以上終わります。

○議長（久留島） 2 番、大高下議員。

○2 番（大高下） 2 番、大高下です。防災士資格取得の助成を。阪神大震災の教訓の継承と防災の取り組みの推進を目的に、NPO 法人日本防災機構が、2003 年度防災士制度が、創設されました。平時は地域のハザードマップづくりや防災訓練に取り組み、災害時は、自治体やボランティアと連携して救助支援活動を行います。東日本大震災などを受け、取得者が全国的に増えております。特に、広島土砂災害の影響が大きく、広島県取得者が増えております。自治体や大学が認定養成機関となるケースも目立ち始め、中国地方では、山口県と広島市、福山市、福山大学が、認定養成機関としての自前の研修に乗り出しています。そこで質問します。現在、広島、岡山両県は、助成制度がある市町は、広島が 7 市町、岡山が 17 市町に、補助金を交付しております。防災士取得の助成をする考えはありませんか。次に、平成 24 年 6 月議会において、西山議員が質問し、職員若しくは消防団員に対し、職務上の研修ということで検討しておりますとの答弁がありましたが、現在、消防士の町の実態はどうなっておりますか。防災士の町の実態はどうなっておりますか。次に、海田町独自の認定養成機関としての自前の研修の開催するお考えはありませんか。以上です。

○議長（久留島） 町長。

○町長（西田） 大高下議員の質問に答弁いたします。防災士資格取得の助成についての質問でございますが、1 点目については、自主防災組織等に広島県が開催している自主防災組織リーダー研修会などについて、参加の案内を町から行っておりますが、参加が少ないのが現状でございます。まずはこういった研修の場を積極的に活用し、町内の自主防災組織等の防災士に対する意識が醸成した後に、防災士資格取得の助成について検討をして参ります。2 点目については、平成 24 年度中に、職員 1 名を防災士の研修に派遣しております。平成 28 年度は、職員 1 名、消防団員 1 名の資格取得費用を予算化しており、今年度中に研修に派遣いたします。3 点目については、日本防災士機構に、認定養成機関に承認されるためのガイドラインを資料請求し、内容を検討しておりますが、

研修講座の募集は、100 名以上、受験者は 50 名以上を必須条件としていることなど、基準も高いことから、難しいと考えています。

○議長（久留島）大高下議員。

○2 番（大高下）それでは再質問します。防災士育成は、もう、一番喫緊の課題であると、町長も認識しておられると思いますが、今、現状としては、もう呼び掛けて、少ないからしないというのであったら、いつまで経っても増えることはない。積極的に補助を出すから、我が町は、必ず防災を一に考えていくんだという、やっぱり決意がなかったら、増えていかん思うんですよね。ただ呼び掛けて、資格を取ってください、その点は町長どうでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもございましたように、いきなり防災士資格の補助というところではございませんで、まず、住民の皆様が防災士という資格を認識して、これをどうしても取りたいというような意識の醸成が必要だというふうに考えております。ですから、町長答弁にもございましたように、県の研修、リーダー養成講座への参加の呼び掛けとともに、町の方でも、そういったリーダー養成講座等を開催しながら、意識の醸成を図っていききたいとそのように考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○2 番（大高下）今、岡山と広島の助成制度の数を言うたんですが、全国がものすごく進んどって、中国地方が一番遅れとるような状況で、本当に自治会ごとにこれはやっていかんやいけんと。いろんな、先ほど、防災訓練の話がありましたけど、まず、防災リーダーはね、育成するんが、まずはやっぱり一番早道じゃないかと。同じお金を投資するんなら、そういうとこにしていくべきじゃないんかということで、全国はもう受けるのが間に合わんぐらい、みんなが町を挙げてやっていくような、たまたま広島とか中国地方というのは、災害が少ないいう意識の下で、少なくなっておるんですよね。意識が、今、課長言われたように、低いから中々受けられませんか。そこを、やっぱり転換していくんが、今からの行政じゃないかと思うんですよね。こないだも、静岡の防災センターへ視察に行った人から聞いたんですが、もう、静岡県は常に東海地震を想定して、もう、防災士は 1,000 人以上育成して、本当に地道な訓練をしておられる。広島から来た人に対しては、広島の人にはね、もうトップに危機管理がないいうて。そういう意味じゃあ、防災士に対しても集中して、今から、もう本当に、時間が本当はないと思うんですよね。

優先順位でいったら、やっぱり本当に防災のことを真剣にやっていかんやけんという時期に来るとるんじゃないんかと思うんですよね。今からまた周知していきよったら中々、海田町としても増えん思うんですよ。ほいで、自主防災組織もできません。今、自治会に任しても、それはリーダーがおらんのじゃけえ当たり前で、で、じゃけえ、逆にリーダーを作っていこうというのが、この防災士の趣旨で、そういうことも、大事なことじゃ思うんです、何よりも。その点はいかがですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員ご指摘のとおり、住民一人ひとりが防災意識を持つということも必要ですし、そのリーダーとなられる方、これについての育成というのも、大変重要なことだと考えております。しかし、県からの、防災リーダーの講習等の案内もあって、各自主防災組織、自治会にご案内させていただいていた、本年度もさせていただいておるところでございますが、中々参加者の方が集まりにくいということもございますし、自主防災組織についても組織率 100 パーセント、中々こう達成できないということもございます。いきなり防災士資格、専門の資格に行くというよりは、その前段として、まず、県の自主防災会リーダー研修の方を受講していただきながら、こちらの方は費用は掛かりませんので、まずはそういったところから意識醸成を図っていきながら、次のステップとして、防災士へと、その中から更にその上のリーダーを目指すというふうな、段階的な意識醸成の方法を取って参りたいと考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○2 番（大高下）昨日の中国新聞ですけど、防災士、広島市が初のこうだということで、30 代から 70 代まで 98 人の人が防災士の受講者。それで、広島市としては、今、自主防災組織が 1,900 あるうちの、まずは目標として、この 2020 年までに、半分 950 人を目標立てて育成していこうと、そういう気迫が要るんじゃないですかね。海田町としても、2020 年までには、今は全然ないけど、50 人まではしていこうとか、自治会に 1 人ぐらいはなるようにしていこうとか、そういうような目標いうのはないんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）広島市の方が、認定機関の方を取られまして、こういった実際に防災士の資格取得について開かれたものが、新聞の方に載っておったかと思います。確かに、自分とこで認定機関取られて、実際に防災士を認定していくということになれば、非常に効率的に防災士の方を育成できるだろうと思います。ただ、先ほど町長答弁にもござ

いましたとおり、中々海田町として認定機関取るのは、非常にハードルが高いと考えておりますが、それでも、こういった防災に対するリーダー、専門知識を持ったリーダーの育成、これは必要でございますので、特に何人という目標がある訳ではございませんが、できるだけ多くの方に、今後、県の講習、また、それがステップアップ希望されるようであれば、防災士の資格の助成等も検討をして参りたいと考えております。

○2番（大高下）終わります。

○議長（久留島）9番、岡田議員。

○9番（岡田）9番、岡田です。教育環境について。町政アンケート実施をしていますが、多くの要望が寄せられています。特に、教育に関する要望が多く寄せられています。一つ目には、障がいのある子どもたちが、保護者頼みでなく一人で通学を、通学できるハード面の整備、二つ目には、小中学校のいじめ問題、三つ目に、少人数学級でみんなに目が行き届くようにする。4番目に、中学校を卒業するまでの医療費の無料化。5番目に、中学校給食を望むなど、多くの要望が寄せられております。過去何回か質問いたしましたけれども、中学校を卒業するまでの医療費の無料化や中学校給食の実施については、町でできる施策で、多くの町民の方も関心が高くなっております。将来のまちを支える子どもたちのためにも実施すべきではないかお尋ねをいたします。小中学校でのいじめの問題も、スクールカウンセラーの増員や子どもたちのSOSを受け止める相談窓口を増やすことが必要だと思いますが、どのような対策を取られるのかお尋ねをいたします。2番目に、自衛隊の空砲音について。安倍政権は11月15日に南スーダンの国連平和維持活動に関し、今年3月に施行された安保法制、私たちは戦争法と言っておりますが、これに基づく自衛隊初の任務として、駆け付け警護の任務を付与しました。従事する自衛隊は任務遂行のために必要な武器使用が認められ、南スーダンが、殺し、殺される、最初の例になる危険があります。安保法制が施行されて憲法9条が骨抜きにされ、戦後71年間守ってきた平和が脅かされようとしています。国連特別調査報告書が、現地は、昨年8月に大統領派と前副大統領派と結んだ和平合意は崩壊したと断定しております。派遣をされる陸上自衛隊、第9師団、第5普通科連隊を基幹とする派遣隊員が、戦闘に巻き込まれるリスクが高くなってきています。自衛隊が新任務を実行すれば、政府軍との交戦も想定され、憲法が禁じる海外での武力行使につながる危険があります。海田の13旅団が武器を持って海外に派遣されるかもしれません。このような背景の中で、今年も11月6日に、13旅団創立17周年・海田駐屯地創設66周年の記念行事が行

われました。11月6日の10日前ぐらいから、空砲での射撃訓練や、大砲の発射音、ヘリコプターの騒音など、周辺住民は、戦争を連想して嫌な思いをしております。平和都市広島にはそぐわないという声も上がっています。大音量の銃火器を使った訓練は演習場で行うべきであり、近くに教育施設もある市街地の基地でのこのような訓練は行わないよう申し入れるべきではないか、お尋ねします。3番目に、おでかけ元気づくり応援事業について。福祉厚生委員会の県内視察で、三次の健康寿命増進の取り組みを研修いたしました。その中で、60歳以上の方の健康づくりとして、外出により交流を促すこと等を促すことで、生活習慣病や閉じこもりの予防につなげ健康寿命の延伸を目的に、おでかけ元気づくり応援事業を進められておりました。ポイントカードを行政の窓口で受け取り、ポイント対象事業に持参し、ポイントカードにスタンプを押してもらってポイントを積み立て、ポイントを集めて、そのポイントカードを回収箱に投函をして、抽せんで各種の利用券や運動グッズ等の特典を受け取るという制度で、町や各種の町内のイベント事業に参加することで、健康づくりへの意識も高まり、郷土を愛することにもなると思うのですが、このような制度を導入するお考えはないかお尋ねをいたします。また、4番目に、町道6号バイパスについて。町道6号線バイパスの新設工事を始めてから十四、五年が経過をしておると思いますが、当初は期待をされておりましたが、2011年12月末に西中央橋付近が部分開通してから、5年間近く、工事が止まっております。今の町道6号線バイパスの進捗状況と今後の見通し、完成時期はいつになるのか、お尋ねいたします。また、現道の6号線は、循環バス路線の延伸もあると思われますが、町道6号線の現道とバイパスの2路線をどのように整備をしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の1点目の教育環境の部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。乳幼児等医療費助成制度の拡充については、平成29年度中の見直しに向け、対象範囲や実施時期について検討を行っているところでございます。続きまして、自衛隊の空砲音についての質問でございますが、自衛隊の訓練については、安全性に配慮した上で実施されているものと認識しており、中止を求めることは考えておりません。続きまして、おでかけ元気づくり応援事業についての質問でございますが、ポイント制度につきましては、健康づくり事業や介護予防事業の参加を促すために、一定の効果がある制度であり、有効な施策の一つであると認識してお

ります。本町においては、がん検診の無料クーポン配布やウォーキング大会で、参加者に景品を配布するなど、各事業に参加しやすい工夫をしているところでございます。今後は各事業の参加者の増加を促すため、本町における効果的な実施方法について調査研究して参ります。続きまして、町道6号線バイパスについての質問でございますが、町道6号線バイパスの進捗状況につきましては、平成27年度末時点で、整備済み延長ベースの進捗率は約44パーセント、用地取得済み延長ベースの進捗率では、約71パーセントになっております。今後の見通しにつきましては、引き続き用地交渉を継続し、早期の完成を目指して参ります。また、町道6号線の現道とバイパスの整備につきましては、現道については、一定の整備が完了したことから、今後は、町道6号線バイパスに傾注して参ります。それでは、1点目の教育環境の部分については教育委員会から答弁いたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）岡田議員の質問に答弁いたします。教育環境についての質問でございますが、中学校の学校給食の実施については、PTAや学校長の意見を聞きつつ、中学校に完全給食を導入するメリットや実施上の課題について十分整理する必要があると考えております。また、児童生徒への相談体制の充実につきましては、不登校やいじめなどのほか、生徒指導上の課題に適切に対応する上で効果があるものと認識しております。しかしながら、現在、スクールカウンセラーは県費で配置されており、その増員については、県教育委員会と十分な連携が必要でございます。町教育委員会として、児童生徒への相談体制の充実に向けて、どのような対応ができるか、しっかりと検討して参ります。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）それでは再質問させていただきます。教育環境ということで、私たちがアンケートした中では、直接携わらない、年齢的にですね、保護者でない方、年齢の多い方でも、関心が高いんですよ。今の医療費の問題とかね、いじめの問題とかね、そういうふうなものもすごく関心が高くて、そういうふうなことがないような、どういうん、学校の運営とかをしてくれというふうなものが、ものすごくこう、願われとるんですよ。そういうふうな中で、例えばいわゆる子どもたちの貧困の問題もあって、そういうふうな問題の中から今の具体的な施策として、医療費の無料化であるとか、あるいは、学校給食とかいうふうなのがずっと出てくる訳なんですよ。具体的な施策をする場合

ですよね、依然として貧困率も高いまんまというふうなことで、6人に1人が、子どもたちは、いわゆる相対的な貧困であるというふうに言われとるんですけども、そういうふうになると、小中学校でも30人、35人前後が1クラスだと思うんですけども、その中に、5人ないし6人が、平均的だったら、そういうふうな貧困であるというふうに言われとるんですよ。で、相対的貧困ですから、絶対的な貧困とまたちょっと違って、目に見えてこないんですよ。もちろん、相対的な貧困と絶対的な貧困というのはご存じだと思うんですけどもね、やっぱりそういうふうな、今、日本だったら相対的な貧困が、今のいわゆるOECDの中の34か国か35か国の中でも、もう三十二、三番目というふうな、ものすごく高い状況の中で、じゃあどういうふうにして、そういうふうなのをなくしていくんかというふうなのが一番問われとるところですよ。例えば中学校の医療費の無料化でも、いろいろ自治体が今、全国で中学校まで無料にしているところが、64.7パーセントぐらい外来が無料というふうな、市町村で、そういうふうな現状らしいんですけどもね、海田町は依然中々、腰が重い。まあ来年度中ということなんですけども、ちょっとこれは住民課になるんですか、ちょっとお伺いするんですけども、多くの自治体で、無料化をしとる自治体は、いわゆる国の国保に対する国庫の負担金というか、それが軽減をされとるんですよ。国庫の負担金が削減されとるんですけども、この海田町では、そういうふうな、例えば、しようと思ったら、そういうふうなことになるのかどうかというのをまずお伺いします。分かります。言うところが。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）議員さんがおっしゃってくださったのは、国民健康保険上で、町が医療費を軽減している自治体については、国庫の方の補助金が軽減されているということについてのお話でよろしいでしょうか。それは現時点、国の政策により、国の補助金の負担は軽減されております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）最後ちょっと聞き取れない、削減されて、いない、どう。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）失礼しました。国からの負担金は軽減されております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）それだから中々進まないんだと思うんですよ。こういうことを、いわゆる、ペナルティ、今、しとるところはどこの自治体もそういうふうになって、いわゆる、

ペナルティの部分だと思うんですけどもね。取りようによるですけどね。私たちはペナルティだというふうに考えておるんですけども、だから、それだから中々進まないんだというふうなのがいرونなところの自治体なんですよ。それで、このところを改善しなけりゃ、しなければならぬというので、いろん国やなんかに、知事会とか、いろんな団体が、申し入れを、このペナルティをやめてくださいと申し出をしとるんですよ。昨年の12月に、今の塩崎厚生労働大臣に対して、そういうふうな申し入れをして、このペナルティの部分は、皆、昨年の12月にね、28年度中には見直しますと、いうふうなことが出たんだけど、見直しの部分というのは、本当にごくごくわずか、小さい部分で見直ただけであって、ほとんどどういうんですかね、その、医療費を無料化にするために、国が応援をするというふうな見直しじゃなかった訳なんですよね。だから、やっぱり、今のような貧困とか何か解消しようと思う、それと今の安倍内閣の少子化対策とか、いうふうなものにも逆行するようなものなんですよね。だから、やっぱり一日も早く、そういうふうなね、医療費の問題でも、前、無料化にしてくださいと、あの、いずれは、多分あと何年か経ったらね、そりゃあ、今、みんなが、これを全国的に国の責任で中学校卒業するまでは医療費を無料化にしろということ、ずっとやっておりますからね、そりゃあ、あと何年かしたら国の施策でそうなるかもしれんけども、それを待たずに、やっぱりこうどんどんこうやっていく、そういうべきじゃないかと思うんですけども、何、やろうと思うたら、多分、どうなるか分からんけども、一部負担金を取ったりとか取らなかったりする自治体、広島でもかなりあるんで、一部負担金そのまま残すとかね、今まで無料だった、一部負担金みたいなのはなかったんだけど、こんど年齢制限を拡大したから、一部負担、府中のように一部負担金を取るとか、いうふうなことで、いろい、どうい、ことをやってくるんですけど、やっぱりこの一部負担金をなくして、それでお金があるなしで、子どもたちを病院に行かせるとか行かせないとかいうふうなことにならないような、日本全国、どこに住んどつても、お金の心配がなくて病院に子どもたちは行かせると、そういうふうなことをすることによって、今の、貧困率も段々下がってくるというふうと思うんですけども、その辺のところからの医療費の問題、無料化の問題ですね、どのように考えておられますかね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）町におきましては、町長答弁にもございましたように、現在、29年度中の医療費の見直しにつきまして、対象範囲や実施時期について検討しているとこ

ろでございます。貧困の問題につきましては、町といたしましても、今は情報収集等に努めて現状を把握している段階でございます

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）来年度ということなんですけども、それでお願いするしかないんですけど、それと中学校の給食の問題ですね、これも多くの町民の人ね、やっぱり、実施をしてほしいと思うとられるんです。で、今までの教育委員会の答弁だったら、もう、ずっとできのじゃないかというふうなね、感じがするんですよ。やっぱりこういうふうなもの、やっぱり今の貧困対策いうんか、やっぱりそういうふうなところから来とると思うんですよ。今の皆さん方は多分ご存じだと思うんですけどもね、例のこの本を多分見られとると思うんですよ。男の方はどう、奥さんは多分見られとると思うんですよ。この本の1ページ目いか見開きのところに、今の貧困のことが特に、小学校、中学校のことが書いてあるんですけども、これ多分取っておられると思うんですよ。男の人はそうでもないかも、結構これ読まれとるんですよ。この本がね、こういうふうなものにも、ものすごく書いてある。これが今の現実なんだということは書いてあるんですよ。だからそういうふうなのを見たら、やっぱり私たちが見ても、これ海田町に、当てはまらんことはないなあ、いうふうに、誰が見てもそう思うんですよ。だから、やっぱり、こういうふうな問題が現実にある訳なんです。そのところは多分教育委員会も知つとられると思うんですけどもね。今の就学援助とかなんとかいうふうな現状ですよ。今、だから、小学校、中学校、小学校の新1年生、中学校に入る新1年生が、どれぐらいの、一番最初、ランドセルとか学生服とかね、どれぐらいの費用が掛かって、それに対して、父兄は大変な負担になつとると。端的にはこういうふうなことが書いてあるんですけども、そういうふうなところの認識いうんですかね、それを海田町に合わせたときにですね、どういうふうになるかいうのは、やっぱり、海田町は例外よと。そんなことはないよというふうなことはいけないと思うんですけども、そのことについて、私たちがアンケートした中でも町民の方はものすごく心痛めておられる訳なんですよね。やっぱり、こういうふうな現状がずっとあるから、海田町は例外じゃないよということなんですけれども、その辺の見解いうんか、その辺のところはどういうふうに思われておるのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）はい。中学校の学校給食導入につきましては、PTA要望であつたり、

保護者からの声というところで、こちら側でも大きな声としては把握しているところでございます。導入につきましてのいろんなメリットデメリット、財政的なところも含めて、併せて実証の課題について総合的に検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）ずっとそういう答弁なんですけれども、財政的にどうのこうのというふうなことを、ずっと言われとったら、もうずっとできないいうふうな格好になる。財政的に厳しいからいうて言うたら、今からますます財政的には厳しくなる訳ですからね。もうずっとできんいうふうな、そういうふうになら、あれなんですけどもね。財政的にどうのこうの言うのは、それは町長のところになる訳ですけどもね、町長はこの問題どういうふうに思われておるんですか。財政的に難しいのか、それともやりたいけども、なんかほかの支障があるのかというふうなことをお伺いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今、教育部局の方から答弁がございましたように、そういった教育的配慮も含めながら総合的に判断するということで、繰り返しの答弁になりますが、そういった形で答弁させていただきます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）中々前へ進まんですが、それといじめの問題なんですけれども、やはり今のいじめのSOS、子どもたちのSOSをいかに察知をするかというところがかかなり大きいと思うんですけれども、スクールカウンセラーも、今、配置をされておりますけれども、更に増やすとかいろんな、承認もう少し先生の加配をするには中々、県費は厳しいから、町で加配いうふうなことになると思うんですけれども、やはりそういうふうな町での加配いうか、そういうふうなのが本当に必要でなかったら、中々今のいじめの問題とか、ああいうふうな暴力の問題いうふうなのは解決できんのじゃないかと思うんですけれどもね。例えば、町で全学級に加配いうのは中々それが難しいかもしれませんけども、町費で何人か加配を、先生を加配をするというふうなことは、全然、全くもう財政的にもできないのかどうかというのを伺います。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）県費の教職員につきましては、定数法で定めがございますので、その範囲の中で海田町にもお手数いただいているところでございます。町費の教育関係の職員に

つきましては、これまでも、議会のご理解を得まして、大変きちんとつけていただいております。その今、いただいております町費の職員をしっかりと活用する中で、学力にも、それから今いただきましたような、生徒指導上の課題やいじめ、不登校にも対応して参りたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）このいじめの問題でもですね、町民全体で、住民を挙げて防止せいというふうな声が結構あるんですよね。例えば、もしこれでいじめがあったら、いじめが、例えば出て、今までこういうふうないじめがあるということを知らなかった、ということになったら、大人として学習の能力が問題があると、こういうふうに思っておられる町民の方、結構おられるんですよね。で、なかった、知らなかった、よう分からなかったというふうなことになるようなね、対策を取らなきゃいけないと思うんですけどもね、そういうふうなのが何か、今の県の、中々難しい、やっぱり、先生の加配とか、目の行き届くいうふうなことができないから、ああいうふうになってくると思うんですよね。それとあと、システム上の問題ですかね、先生との横の連携が中々うまくいかなかったというふうなもの、これはあると思うんですけども、そういうふうな問題は、やっぱりこの解決をしようと思うたら、やっぱり今の先生、ものすごく頑張っておられる訳なんですけども、それでも今の、もう一杯一杯いうんか、更にいろんなことを、目を行き届かせとかいうても、中々、もう、今の体制だったら難しいいうんか、だから、やっぱり先生を増やすとか、そういうふうな対策いうんか、それが必要じゃないかと思うんですよね。それでこういうふうな、子どもたちのSOSを早く察知するようにするためには、先生も増やさんにゃいけると、そういうふうなカウンセラーいうんか、そういうふうな人も、加配、増やして行って、相談窓口を広げないけんのじゃないかと思うんですけども、その辺のところ、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）まず、いじめというところからのご質問であろうかと思います。いじめにつきましては、今回行われましたこども議会の中で、ゼロ宣言というのを議案として、発議させていただいております。子どもたち自らそれをなくそうという動きがあって、それを基に、学校の方で今、取り組みをしているというところがまず一つでございます。もう一つは、その学校、教室というところは、やはり、心ない言葉とか社会の縮図というところであり、そういうことは多少あり、それを基に子どもたちがいろんなと

ころ、学ぶ場であるということはあろうかと考えております。それを、教師また私たちがしっかり、子どもが成長する場として受けとめ、しっかり目、をつけてみよう、近況や個性に応じた状況の中で、その成長を願って支援していくという体制を、教職員と学校と、また私たち教育委員会事務局とが協力し合って、関わって支援していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）この問題も中々表に出にくいいうんかね、出たときは、もうどうにもならん状況なんですから、そこのところはね、しっかりと行き届くような、ね、お願いいたします。あと、自衛隊の空砲なんですけど、別に特段安全だから申し出ないと言われましてけれども、多分この庁舎でも聞こえとるんじゃないかと思うんですよ。どういんですかね、空砲の音ですよ、バラバラバラッ、ドカンという、ああいうふうな音があそこは結構、そりゃあ、小学校もありゃあ、中学校もある、高校もある、ね、家がずっとありますからね、ものすごく大きな音がするんですよ。それやっぱりそういうふうな音を出すんだったら、それは演習場でやってくれというふうに、で、極端に言うたら、話し声も中々聞こえんというふうな状況なんですよ。それは多分ご存じだと思うんですよ。あれだけ、この、バラバラバラバラいうふうなことがね、それは何日も何日も演習で、創立記念日ということで続く訳ですから。今の、この、そういうふうなことをする状況そのものというのがね、さっき言ったような、今のこの、自衛隊を巡る変化が、ずっとある訳ですからね、そういうふうな中で行われておる訳ですからね、やっぱりその辺のところをやっぱりね、町長としても、それは別に問題ないよというふうなことじゃなくて、そういう音を出すんだったら演習場でやれと。演習場がある訳ですからね。そういうふうなことを言うべきじゃないかと思うんですけど、どうして言われんのんですかね。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）以前から、岡田議員の方からご質問をいろいろいただいとる所でございますが、自衛隊の方も、安全に配慮して実施されている。それから、記念行事の訓練というところで、別の場所では難しいという事情もございますので、これについて中止の申し入れをすることは考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）記念行事を中止せいかいいうんじゃないくて、そういうふうな訓練そのもの

をやるんだったら、音が出る訳ですから、それは安全とか、そりゃあ、実弾でやる訳じゃないですがね。それは、やっぱり、ああいう大きな騒音、どういうんですかね、ああいうふうな音を出す、そういうこと自体がそれは、それは、工場の音とはまた全然違う訳ですからね。演習場がある訳ですから、八本の方にね。そういうふうな所でやる。別にそういうふうなところでやっても差し支えない訳でしょ。そういうふうなことを、そういうふうなところでやってくださいと。それを申し出てくださいというんですけれどもね。何かこう、なんでそういうふうなね、やっぱり、迷惑をしておる訳ですらかね、近所の人、で、ヘリコプターもね、ものすごく飛んでくる訳でしょう。そういうふうなので、もう、そういう何機も何機もヘリコプターが飛んで、ものすごく大きな音を出すと。大砲か何かのような、空砲や機関銃のようなバラバラというふうな音、そういうふうなのが1日や2日じゃない訳なんですよね。だから、そういうふうなのを、何回も言うんですけれど演習場でやってくださいと、そういうことを言うことぐらいはできると思うんですけれどもね。何かこう、ものすごく遠慮しとるような気がするんですけれども。申し出、付近の住民が迷惑しとるから、極力、音を出さんように、演習場でやってくれとかいうことはできんのですかね。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）自衛隊の方、1年間通じて、そういった音を出している訳でもございませんし、この記念行事について、そこで記念行事のための場所で、実際にやっている訳でございますので、そこら辺は当然、自衛隊の方も周辺には配慮しながらの実施されているものと認識しておりますので、中止を求める考え、訓練場所移転してくれとか、そういったことを申し入れる考えはございません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）まあ、自衛隊はそういうふうな配慮をしとるというふうに言われますけど、配慮しとるいうふうには思えんですけれどもね。あれだけのね、そういうふうな、中々そう申し入れもしてもらえんというふうなね、申し出ぐらいはしても、申し入れをしたけど駄目だったんだったというんならあれだけでも、申し入れをするぐらいはね、そりゃあ、してもいいんじゃないかと思うんですけれどもね。中々申し出もしてもらえないというふうなことでね、なんか、どうなっとるんかのういうふうに思うんですけれどもね。それと、次、おでかけ元気づくり事業ですかね、これは、いろいろ研究をしてみるということなんですけど、ここは福祉厚生委員会で行ったときは三次だったんですけど、もの

すごく範囲が広い、地域が広い、合併して、ものすごく広がってあれなんです、海田町なんかやったら、結構、狭い範囲でいろんな行事みたいなのを、結構ちょっとした行事は、年がら年中やっとなんかみたいなことを町民の人も、よう行ってんですけども、やっぱり、そういうふうなところで、いろんなスタンプラリーみたいな格好で、こういうふうなことをやられて、それで、ポイントを集めていうふうになったら、結構喜ばれるんじゃないかと思うんですよね。で、今までちょっと自分に関係ないようなイベントでも、ちょっと行ってみようかというふうなことで、集められて、なおかつ、ものが、いろんな恩恵があるいうんか、そういうふうなシステムだと思うんですけど、是非ともこれもね、海田独自のようなもの、そんなに、ものすごく難しいいうふうな格好じゃないと思うんですけども、海田独自のようなものを考えられて、是非とも実現をさせてもらいたいと思うんですけど、その辺のところをもう一度お願いします。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長答弁にもありますように、本町に合ったような効果的な実施方法について、これから研究しまして、課題等整理して研究していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）課題とかいろんな問題点整理をして、出して、なるべく早く実施をするようにお願いいたします。それとあと、町道6号線の現道とバイパスのことなんですけど、現道はほとんど整備が終わったということで、バイパスなんですけれども、あそこを、5年ぐらい前に西中央橋ですかね、あそこができて、それからずっとできてないというふうな状況で、中々、それからもう5年ぐらい経って、で、あとどうなるんかいうのがあるんですけども、今のあそこの、今の西岡田橋のどこ止まって、そのあとのずっと向こうの三迫のバスの停留所、多分あそこの方へ行くとふうな感じなんです、あそこの方は見通しはというふうになっておるんでしょうかね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず西中央橋から山側に上がった方につきましては、今現在、事業を実施しておりまして、用地交渉を行っております。今、議員ご指摘の西岡田橋から下流側の方ですけども、あちらにつきましても並行して地権者さんと断続的な協議は行っとなんですけども、中々難航しているというのが現状でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）あそこの三迫三丁目ぐらい、前あそこは、今の現状ですよ、あそこが、例えば何かで山崩れか何かあったら、あそこ一つしかないからということで、迂回いうんか、そういうふうなのでバイパスというふうなこともできていうふうな考えもあって、バイパス造ろういう、一つになったと思うんですけれども、今のままだったら中々難しいというふうなことで、はっきり言うて、いつなるか分からんというふうな感じを受け取ったんですけれども、それと今のあそこから山手を越えて向こうの三迫二丁目ですかね、向こうに行く道路、あそこをもう少し拡張をしたらかなんとかいうふうなことでも、もう一つ道路を造るとかいうふうなことはできないんでしょうかね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まず、道路事業というのは、どうしても相手の方がございます。相手の方は自身の生活に直結する重要な案件でございますので、中々すぐにご決断をいただけるとかということもございません。一つ一つ相手と向き合いながら信頼関係を構築して、やっとなご契約をいただけるというふうに進んで参ります。従いまして、どうしても時間がかかって参りますので、町といたしましては、まずは6号線バイパスの整備を一刻も早くしていくように、引き続いて地権者さんと協議をして参りたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）それは分かるんですけれども、実際に中々できないと。で、今、もう一つ、西岡田橋から向こうに行く間、山手のところ道路ができとるんですけれども、町、そこをもうちょっと狭いので山手をもうちょっと広くするとか、で、今の広くしても一番下のバスの旋回場のところが、両方に家が建っておるから中々、あそこも狭くていうふうな格好になつとるんですけれど、何かその何かこう、整備をするとかしないと、もし何かあったときに、あそこ、三丁目の方が下にも降りれん、どうにもならんいうふうな状況いうんか、そういうのがあるかも、できてくるかもしれん。そういうふうな対策いうんか、そういうふうなの、あそこのバイパスができたらいいいんでしょうけど、それが中々見通しが立たないということになったら、そっちの方も手が、そういうふうな手もあるんじゃないかと思うんですけれど、その辺のところはどういうふうな計画、もう全くバイパスだけでいきますよというか、中々難しいからちょっと、じゃ、今のところ、もうちょっとあそこ広うしようかというふうな考えがあるのかどうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）限られた財源の中で事業を実施していくに当たっては、やはり集中する部分と、そういった事業を取捨選択する部分が必要になった来ようかと思っております。今は6号線バイパスを主軸として、まずはそこを集中して参りたいと考えておりますけれども、それとは別にですね、道路ネットワークという部分もございますので、そこは、また切り離して、今後検討して参りたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）6号線を集中してやられるというんだったら、やっぱり、こう、計画みたいながあると思うんですよね。集中してやられるというんだったらね。今の町としての思いですよね。だから、例えば、いつごろまでに完成をさせたいとかいうふうなのは、ある。もう集中して、そこにいろいろなのを統一をされるというのがあると思うんですけど、それはいつ頃を、町としていつ頃を予定をされとるんか。多分あると思うんですね、その辺のところお願いいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）先ほども申し上げましたように、道路事業というのはやはり相手、地権者さんとの合意形成という重要な部分がございます。今、この時点で期限を定めることが必ずしもいいとは限りません。町といたしましては、できるだけ早い時期に、相手の方とご了解いただいて、事業の方を完了していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）それでは、できるだけ早い時期にですね、やっぱり、本当にあそこが、今の現道がどうにかなったら、中々上の方、難しい。通行も中々難しいと思うんですね。そういうふうなところも考えて、やっぱりできるだけ本当に早い時期にね、最善の方法いうんか、そういうふうなのでお願いいたします。以上で終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は10時55分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。12番、西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。2項目、数点について質問いたします。まず最初に、発達障がい児の支援拡充についてでございます。発達障害者支援法の改正が行われ、その目的、基本理念の1条、2条の2にこうあります。発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、社会的障壁の除去、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資するとあります。そこで、質問でございます。そこで、すいません。親が自分の子どもの行動と行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方などを学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目的とし、ペアレントトレーニングとペアレントプログラム、ペアレントメンターで家族支援を行うとしております。そこで質問いたします。ペアレントトレーニング、ペアレントメンターを海田町にも発達障がい児のために取り入れるお考えはありませんかでしょうか。次に、県がペアレントメンターの養成、活用するための体制整備を図るため、市町への説明会を実施するとありますが、説明はもう既に受けられましたでしょうか。次に、ペアレントプログラムにつきまして、どのように、町においては、活用を図られておりますでしょうか。次に、大きな項目でございますが、産後ケア事業の実施時期及び産後うつ健診費助成について質問いたします。平成28年6月議会において、産後ケア事業の実施について一般質問をいたしましたが、その後どのように検討なされてこられましたでしょうか。次に、厚生労働省は、精神的に不安定になる産後うつを予防するため、平成29年度から健診を受ける際の費用を助成するため、平成29年度予算の概算要求に7億円を盛り込みました。事業を導入する自治体には国が半分を負担するとしております。海田町におきまして、来年度導入するお考えはありませんかでしょうか。以上質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）西山議員の質問に答弁いたします。発達障がい児の支援拡充についてのご質問でございますが、ペアレントトレーニングにつきましては、子どもの行動を理解し、適切な対応方法を身に付けることができる有効な手法であることから、保健師や保育士と子どもたちに関わる職員を対象に、昨年研修を実施し、保育現場等での保護者からの相談に役立てております。また、ペアレントプログラムにつきましては、育児に不安がある保護者等に対し保健師や保育士等が効果的に支援できるよう設置されたプログラ

ムで、保護者支援に効果的であるため、プログラムを実施する人材の育成や活用方法などについて検討して参ります。ペアレントメンターにつきましては、6月及び11月に広島県主催の説明会で、ペアレントメンター事業の説明を受けたところでございます。平成28年6月の発達障害者支援法の改正により、家族への支援の強化が求められていること等から、今後、県や近隣の動向を踏まえ、家族支援体制のあり方について調査研究して参ります。続きまして、産後ケア事業及び産婦健診についての質問でございますが、1点目については、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、住民が利用しやすい制度となるよう、ヘルパー派遣等の実施や、宿泊等の実施が可能な医療機関への委託についても検討しているところでございます。2点目につきましては、心身のケアや育児サポート等を必要とする母子を把握して、支援につなげるために有効であると認識しておりますが、現時点では国からの情報が不十分な状況でございますので、引き続き情報収集に努めながら検討して参ります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）再質問いたします。ペアレントプログラムでございますが、この答弁によりますと、今から人材の育成や活用方法などについて検討をして参りますという答弁でございますが、もう、国から通達が来てると思うんですが、それは、県の方からお聞きになりましたでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）ペアレントプログラムを含めまして、家族支援の拡充に当たりましては、平成28年の6月の改正により、県の方でも説明会が行われたところでございますので、家族支援のあり方について、今後検討するよにということで説明を受けたところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）いや、あの、事務連絡で、もう5月25日にですね、まず発達障害者支援室から、県に、プログラムが事業化するとするのはこうしたらいいですよっていうのを、通達が来てるんですね。で、もう一件は、5月31日に厚生労働省の児童家庭局から、やはり同じようなことが来てますけども、5月から今、県が町にこのプログラムのことを、通知をされたのは、9月と判断してよろしいんですか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）県から説明がございましたのは、まず、当初6月に、まず制度の概

要について説明がございまして、11月に県が行うペアレントメンター事業の説明を受けたところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）でも、県のホームページを見ましても、いち早くする人には、ちゃんとしますので、どうぞ相談くださいという通知を出してるんですね。そのことに対しては、何も手を打ってなくて、11月の具体的な説明会で初めて取り組みを始めたと判断してよろしいんですね。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）広島県の説明では、家族支援の拡充に当たっては、ペアレントメンター事業を含め、総合的に家族支援の拡充について、11月の説明を受けたところでございます。今後、県といたしましては、ペアレントメンターまたプログラムも含めて、家族支援体制を強化していくということで説明を受けたところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）もう5月に今、2か所ですよ。母子保健課からと、発達障害者支援室からこのプログラムの事業化マニュアルを作りましたよと、厚生省がこれを活用をどうぞしてくださいと。これ町にもちゃんと通達をしてくださいって流れてるはずなんですよ。だから、これを受けて、県はいち早くそのプログラムの必要な方はどうぞ家庭センターにご相談くださいっていうのを、ホームページにも挙げてる訳です。何にも、この、今、話は変わりますが、発達障がいはいはすごい広い範囲で、今後、いじめ問題、不登校、全てに発達障がいに関わってきてる訳ですよ。発達障がいのある子どもさん、発達障がいの可能性のある児童生徒さんが、いじめ、不登校の比率がすごく高い訳ですよ。そうしますと、いち早く政策を実現するために、取り組まないといけないと思うんですけども、じゃ、今からプログラムを、すぐこのホームページで、西部子ども家庭センターに相談、すぐ、問い合わせをなさるでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）西部子ども家庭センターも含めまして、研修会、保育士や保健師など、プログラムを実施する職員にどのような形で研修をし、多くの職員が研修することが求められることから、プログラムの実施に向けて検討して参ります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）もう、具体的に県が西部子ども家庭センターに問い合わせてくださいと。

その中では、市や町で教室を開催することも可能ですよと、取り組んでみたいと思われたらご相談ください、とまであるんです。それを、即、その西部子どもセンターに問い合わせ、どういうものなのか、具体的に今から海田町がどう取り組んでいったらいいのかという相談をされる気はないんですね。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 相談も含めまして、西部子ども家庭センターの方にも相談も含めまして、総合的に実施の方法について検討して参ります。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） ペアレントトレーニングですが、これは専門性が要りますので、中々手は着けれない部分もありますけども、これは、事業をするためには、国が2分の1、県が4分の1補助してくれる訳ですね。いち早く、やはり家庭支援をするために、こういった事業、こういうことを取り組む課題だと思います。それを今から調査研究するのは、平成28年度にも予算付いてるんです。今、ちょっと出てこないんですけど、数百億、そのための予算が付いております。早急に研究をされて、取り組みを開始されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 議員ご指摘のように早急に検討して参ります。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） ここに、ペアレントトレーニングはしていると、有効な方法であるから、保健師や保育士等、子どもたちに関わる職員を対象に昨年研修をし、保育現場での保護者からの相談に役立てておりますとありますが、まだ、県の報告では、海田町は、ペアレントトレーニングはしてるというふうな記載がないですけど、それはどういった意味でしょうか。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） このペアレントトレーニングの研修につきましては、まず子育てに関わる職員が、ペアレントトレーニングの方法、どういうものなのかという研修をしたところでございます。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） では、次に行きます。このペアレントメンターにつきましては、県主催の説明会で、事業の説明を受けたとありますが、具体的な説明は、これ大まかな説

明ですね、県の説明ですから。具体的な説明は、県が委託してる訳ですね、ある特定非営利活動法人自閉症協会に説明っていいですか、いろんな具体的なことを、委託をして、この委託先が各市町に説明に行く訳ですけど、それは受けられましたでしょうか

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 11月に県の説明会におきましては、広島県及び特定非営利活動法人広島自閉症協会の理事長さんからの説明を受けたところでございます。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） 次にですね、県や近隣の動向を踏まえ、家族支援体制のあり方について調査研究して参りますとあります。国も、してること自体はまだまだ今からの状況ですけども、広島県におきましても、本当に充実してるのは三原市だけでございます。三原市はもう随分です。それにおきましたら、海田町は、まだ、やらないといけないことはあるんですけども、発達障がい支援につきましては、海田町では随分してるという、それこそ町ではトップクラスです。近隣を見ましたら、海田町ほどやってること自体がありませんので、動向を見ていただいたら、今のままでいいということになりますけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） 発達障がいにつきましては、今までも、今の現状ででき得ることをしておりますが、家族支援に対して、新たに国の方から法改正もありまして、町の方とも進めていかなくちゃいけないというふうに考えております。今回、県の方から説明を受けたというところでございますので、近隣の動向や、それから県の方の、また相談なども含めながら、実施して参りたいというふうに考えております。

○12番（西山） 西山議員。

○12番（西山） 厳しい言い方ですけども、このトレーニングとか云々もしてる自治体は、広島県では、三原市と大竹市だけです。今、熊野町、問い合わせたらしてませんということでしたので、そうしましたら、この近隣は、坂も、ひどいものですよ、予算額、じゃあ、この発達障がいに対して、どれだけの取り組みで予算を使ってますかという表を見ましても、三原市が断突、呉市も断突ですけど、あと、こんなよそのことを言うことではないですけど、動向を見るまでもないんですね。ご存じだと思いますよ。で、ご存じなのに、そういった答弁が返っていること自体、私は不愉快でたまらないんですけども、せっかくこういった、県でも国としても、海田町の発達障がいの方に、発達障がい児の

方に対する支援は充実しております。それこそ町長がいつもオンリーワンとおっしゃいますけど、県下一です、海田町は。県下の海田町が近隣の動向を見て、何を今からされるんですか。先進地を見て、県で言えば三原市ですね。三原市を参考に、今後、海田町の発達支援を充実していくというお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）私が先ほど、近隣の動向というふうにお伝えさせてもらったのは、家族支援の中で、メンタル事業のご質問であるということから、保護者同士の支援というところにつきましては、近隣も協力するという方策もあるかなというふうに考えて、近隣のことをお伝えさせていただきました。今、議員さんの方から、先進地を見て、発達障がいについて、発達障がい全体のことににつきましては、先進地を見ながら、今後、町といたしましても、できることはしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）申し訳ないですけど、してる自治体、ないんです。熊野も、坂も、府中町も、全然してないんです。府中町なんか、寂しい限りです。予算計上。海田町は、少ない予算で随分発達障がい児の支援してくださってます。そういう調査研究された上でのご答弁でしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）近隣っていう部分についての、今後の協力関係のことについて述べさせていただきましたけれども、発達障がいの支援全体につきましては、議員さんおっしゃるように、先進地と、先進地と言いますか、今、国の方からいろんな新しいこともできておりますので、しっかり調査研究して進んでいきたいというふうには考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）申し訳ないですけど、今、家族支援が充実してるのは三原市だけなんです。全体言ってますよ、今。そこに対する質問ですから、三原市が家族支援も充実してますので、そこしか、今からやろうとしても参考にはならないんじゃないでしょうか。そこでちゃんとされるお考えはないですかって質問させていただいたんですけど、どうでしょう。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）三原市からの情報収集に努めて参ります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に産後ケアの実施時期でございますが、答弁では、住民が利用しやすい制度となるヘルパー派遣等の実施や宿泊等の実施が可能な医療機関への委託についても検討しているところでございます。どのような、質問をした後に、具体的にどういった検討をなさいましたでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）まず先進地の和光市に行きまして、視察をして参りました。それで、海田町ではどのような子育て支援策というか、産後ケア事業も含めまして、体制が整えられるかというところを、視察に行つて参りました。それで、今、海田町に海田町独自の子育て施策、母子保健も併せてですけれども、体制が整えられないかということで検討しているところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）その検討結果は、いつ実現する見込みでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）現時点では、検討しているということしか申し上げられませんが、前向きに検討しているというところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）さっき、前回の一般質問のときに、広島市のそういった体制が整つてるところ、県そこと話し合いをしたらどうかと、したと思いますけど、そのことはなされておりますでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そういうところもした上で、広島市の委託についても視野に入れて検討しているところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）最後ですけれども、今回の健診に対する助成を導入してはどうか、まだ、平成29年度の予算はまだ通っておりませんが、ご答弁は、引き続き情報収集に努めながら検討して参りますということでしたけど、私はそれが実現、国が、予算が通つたら、町は、この助成を導入するお考えはありませんかどうか、という質問をしたつもりですけれども、そういった角度からのご答弁はどうでしょう。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原） 現在、国が概算要求しておりまして、それによっていろいろ新聞報道がなされている訳ですが、まだ要綱案等が出ておらず、制度の詳細なところが分っておりません。それを見た上で、実施について検討ということをしていただきたいと思います。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） 産後数か月がうつになる比率が随分高いです、今、核家族ということもありまして、いち早く母親が元気でないと、やはり子どもが健やかに育ちません。で、いくらその、今、国がほとんど出してくれるという制度の中であっても、まだ具体的にしないと実施はしないということ、で、もしも、その、国が出てきたものによっては、実施はしないと判断してよろしいんですか。私は、これは大事だから、国が助成するからやりなさいという、今、概算要求してる訳ですから、できたら、平成29年度のこの予算が通りましたら、やはり実施する項目だと思いますけど、その点についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（久留島） 保健センター所長。

○保健センター所長（森原） 議員ご指摘のとおり、大変重要なものだというふうには認識しておりますので、実施についてはしっかり検討して参りたいと考えております。

○議長（久留島） 7番、宗像議員。

○7番（宗像） 7番、宗像です。今年、建設産業委員会の県外研修で熊本地震の被害状況の把握のために、別府市に行きました。別府市では、この地震が起こったときに、職員約1,000人全員に参集を掛け、約300人、パーセンテージで30パーセントの職員が参集されたとの報告を受けました。その上で、市内52か所の避難所を開設されました。そのときの避難者は人口12万人強に対して5,000人強だったとの説明も受けました。その避難所の開設についても、1時間程度で開設されております。災害時には、職員を招集して、参集状況が悪ければ、対策は何ら進まないものと思われれます。先日、海田東小学校区で災害訓練が行われました。そのときに、職員の参集についての訓練が行われたとの報告があり、今回の行政報告で、このことについて報告がありましたが、改めて、どのような方法で参集を掛け、結果はどのようなでしたか、お聞きいたします。次に、今年度、大雨等で時間外に職員を招集されていますが、その参集状況はどうだったんでしょう。職員の参集方法としての町内、町外居住者に対する招集割合はどのようなになっておりますか。次に、今年は民生委員の一斉改選の年です。民生委員は、民生行

政、特に福祉施策の原点にあるものと思われます。ところが、3年前の一斉改選のときは定員割れの状況で改選し、ほとんど改善されないまま3年が過ぎました。その間における地区、対地区住民に対する対応とその欠員補充に対する対応はどのように行ってきたのでしょうか。今回の改選内容は、現在のところはどのようになっているのでしょうか。もし既に定員割れを起こしているのなら、今後どのように対応されていくのでしょうか。最後に、県道矢野海田線の西浜交差点での、現在、東広バイパスの高架工事に伴って交差点の改良を行われましたが、この改良は暫定形のものと思われます。しかし、現在、町道3号線、ユアーズから海田東小に行く道路とのほとんど緩衝がない状態で、交差点内で並行に接して、非常に危険な状態にあります。今年度末までには、新開蟹原線が開通し、ますますこの交差点には負荷が掛かり、危険な状態がもっと悪くなるものと思われます。東広島バイパスの高架工事着手に際し、事前にこの交差点に関する協議があったものと思われますが、どのような協議があり、どのような対応をしたのでしょうか。また、工事完了後の交差点については、どのようなになるのか、どのようにされるのか、どのような協議を行ってるのでしょうか。以上。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。災害時における職員の参集体制についてのご質問ですが、1点目については、海田東小学校区で行われる防災訓練参加職員等を除いた122名の職員に対し、早朝4時5分に職員参集メールで職員を招集いたしました。1時間以内に75名の職員が参集し、最終的に105名の職員が参集いたしました。2点目については、昨年度、時間外の招集を行ったのは、6月21日、6月22日、7月12日、9月17日の夜間又は早朝に招集を行っております。参集の人数は、本部員、生活安全課等の関係職員を除いた災害対策班の職員について、6月21日は37名、6月22日は54名、7月12日は30名、9月17日は32名でございます。3点目については、参集した職員の町内者の割合は、6月21日は80パーセント、6月22日は75パーセント、7月12日は89パーセント、9月17日は44パーセント、平均で68パーセントでございます。町外者の割合は、6月21日は75パーセント、6月22日は81パーセント、7月12日は78パーセント、9月17日は49パーセント、平均で69パーセントでございます。続きまして、民生委員児童委員の充足状況についての質問でございますが、近年、高齢者や、生活困窮者などの増加に伴い、対象者の抱える課題の複雑化や多様化に伴う業務の困難化及び仕事量の増加により、全国的に民生委員児童委員になり手が、な

り手不足が問題となっております。本町におきましても、民生委員児童委員は、欠員となっております、11月末の欠員は6名でございます。12月の一斉改選では、14名が退任され、新たに16名を民生委員児童委員に委嘱しましたので、現在欠員は4名でございます。欠員地区の住民への対応といたしましては、配布物や連絡事項は職員で対応しております。また、不在地区の見守りや相談等を、隣接する民生委員児童委員がしてくださることもございます。欠員補充に対する対応につきましては、推薦していただいた候補者に対し、粘り強くお願いして参りました。地域の見守りや身近な相談相手である民生委員児童委員が不足であることは問題だと考えておりますので、今後も欠員の解消に向けて候補者の情報収集に努め、引き続き民生委員児童委員の欠員地区の解消を図って参ります。続きまして、東広島バイパス高架に伴う交差点改良についての質問でございますが、交差点に関する協議については、平成27年2月13日付けで広島県から照会がありました。町といたしましては、町としては、既に警察との協議が終了していることで、交差点改良計画の安全性が確認されていることや、町道区域に大きな変化を伴わないなどから、外側線の引き直しなど、路面標示を明確にして、安全の確保に配慮していただくよう、意見を付して回答しました。また、完成形の交差点形状につきましては、周辺道路網の整備方針と併せて、今後、県と調整して参りたいと考えております。先ほど、時間外の招集で、昨年度と答弁いたしましたが、今年度でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）まず、職員参集の問題ですけれども、122名参集掛けられた、その参集の中身ってというのは、昨日ある議員さんの答弁に答えられたのですが、業務として参集かけられたということで間違いはないですね、これ業務命令なんです、単なる、こういうことで参集かけてる、単純なる普通業務、どちらなんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）業務として、職員参集を行っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）それと、今日の朝の答弁にもございましたが、これ、事前にこういう、時間は別にしても、この日にやるということについては、事前通達されたと。その中で、122名掛けて、ええと、105名です。しか参集されてない。残り17名、これ、どうなるんですか。それについて、事情聴取をされたんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）参集しなかった職員については、その後、こちら生活安全課の方で、なぜ来なかったかっていうところについて事情聴取をしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）その17名のうち、参集できなかった理由が、正当な理由で参集できなかった職員と、そうでない職員がおると思いますが、それについてはどうなんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）参集しなかった理由で、例えば、妊婦さんであるとか、自分が出てしまうと小さなお子さんの監護ができなく、乳幼児の監護ができなくなるとか、そういったところについての正当な理由とこちらの方が認めた者が9名、あとは、結婚式であるとか法事であるとかそういったもの、それから後は、ただ単に自己判断で来なかったものが8名ということで、そういうふうに整理をしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）先ほどおっしゃられましたように、これ業務ですよ。業務として参集掛けた訳ですね、事前に通告をしておいて、時間は別にしまして。特段、その参集できない特段の理由がない、来ない方について、今後どのようなというか、どのような対応されたんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）はい、それら職員については、業務であるので、今後、災害等発生することも考える考えられることから、参集をするように指導をいたしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）それ指導の問題で済むんですか。命令ですよ。この命令違反と違うんですか。事務方のトップ。副町長さん。こういう命令違反の場合は実際、本来どうあるべきなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）ちょっと説明がですね、ちょっと十分になされてない部分があります。ちょっと補足させていただきますと、いろいろな事情がある職員が、現実問題としております。今回訓練ということで、事前にですね、そういった場合にどうするかというふうなこともについても、特段の基準を設けて、現実にならうかということ想定して、今回試行的にやってみた、というようなことでございます。それぞれの判断でですね、今回、そのような結果になっておりますので、これについて改善すべき点は改善していく

というようなことで、今後の対応については後ほど検討してまいります。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）じゃあ、平日の業務でも上司がこういうふうなことをしろと、しなくても、あなた達は注意だけで済ませるということですね。そういうふうには言葉取れますけれども、確かに事前に届けなくてもいいとしても、少なくとも事後に、これはいつ起こるか分かりませんが、本当に、実際に逆に災害が起きたときにどうするんですか。これ、これ報告書出しとると思うんですが、別府市のお話をしましたと思います。実際に災害が起こって、1000人のうち300人しか集まらなかった。実際そんなもんだと思います。でも最低限、訓練で、それも業務で出しとるわけで、事前通告もしとるわけ。本来はきちんといつでも出れるように準備しておくべきものが職員の公務員としての資質じゃないん。それを注意勧告で済ますのも、ちょっと問題があるとは思いますが、今回それ以上はもう言いませんけども、本来おかしい話。時間について言ってなかったから、それに来れなかった、来れなかった理由について、あと問い合わせた時に、本当に来れない理由、先ほど課長答弁されたように妊婦さんとか、子どもの面倒で来れない、これはやむを得ないにしても、最低限、自分の判断で来んでもえかった、これはまずいんじゃない。副町長それ、今の答弁ちょっとまずいんじゃないか、今後の対応じゃなくて、本来これきちんともう少し厳しく指導するというようなこと、答弁が返ってきて当たり前だと思いますが、どうなんでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）業務についての命令でございますので、それについてですね、従わないことについて、それでいいというふうに考えておるわけでは決してございません。今回こういうふうな形で初めて行いましたので、いろんな大半の職員が適切な判断をして登庁して、中にはそういった、自己判断でですね、適切でない対応してきた者もおりますので、そういった者については厳しく指導して参りたい。そのように考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）それから、先ほど大江議員じゃったかな、大江議員の質問の中で4時5分に招集掛けて、本人確認したのが7時35分という答弁ございました。メールを出した、出しっ放しなんですか。必ず受けたかどうか確認の返信メールは出さない。誰がどの程度集まるかっていうのは本部として把握する必要があると思うんですが。来れます、来れません、当然そこで、はっきりした返事が返ってくれば、今みたいなことを言わなく

て済むんじゃないか、それについてどうなんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）現在使っている職員メール参集機能は職員がメールを受けて、メールを開いたら、そのメールを開いた時間が分かるようになっております。なおかつ参集できるか、参集できないか、可不可という選択するボタンがございまして、そこに例えば参集できない場合においては、その理由を書くコメント欄というものもございます。そういったもので状況を把握して、何人来れるだろうっていうところで、実際は、本部の運営をさしていただく、今回については訓練ということもございまして、メールを開いていない人間に電話を架けたりとか、そういうことはせずに、何時に来るかというところの検証をさせていただいたということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）今回そう思ってやられたんで、それ以上言いませんが、本来でしたらそこで確認、じゃあ実際応答しなかったもんだと思うんですけど、訓練だからこそやつくべき、本番になったら、実際それせえったってできないはずですよ。現場、走り回るので精一杯。それから次に開設時間。どういう形でやられたんか分かりませんが、今回JRとか使って来たっていうのがあると思うんですが、実際に災害起こったときに、集まるにしても、JRで来る訳にはいかんです。どこがどうなってるか分かりませんから、これ、今後の問題として、この徒歩とか、二輪車等の参集を考えなきゃいけないと思いますが、今後の課題にしてほしいんですが、その辺も少なくとも検討すべき案件だと思いますがどうですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）先日来、大規模災害について、どう参集するのかという質問もいろいろいただいております。確かに道路が寸断されたり、橋が崩落したりっていうことは想定をされますんで、そういったときに、どうやって参集するかについて、やはり徒歩であるとか、公共交通機関を使わない方法っていうのも、考えなければならないと思いますんで、今後の訓練等でそういったことも踏まえながら、訓練を実施させていただきたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）併せて参集場所についてお聞きしたいんですけども、参集場所は一か所にしたんですか、それとも全体散らばらせて集めさせたんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）災害対策班につきましては役場庁舎、それから例えば公民館とか、町民センターであるとかっていう出先機関の職員については、自分が勤めている職場に参集をして行っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）これ、別府市、1時間で52か所、あんだけ広い区域を。海田町18か所ですかね、1時間半掛かる。だから、逆に参集方法についても検討する必要があるんじゃないんですか、まず、開設しなきゃならんとなったら、やっぱりそれなりの職員をそこに最初から張り付ける。開設のための張り付けをする、そういうことも検討して早く避難場所を開けなきゃ、実際に避難して来たが開いとらんわいう可能性が出てくるんで、その辺も今後の課題として残るべきだと思います。これについては答弁求めませんけども、その辺もよく検討されて職員の参集方法、参集できなかった人間をどうするか。実際起こった時には、本当に今回105名だと言ってますが、30人集まるんが精一杯かな、下手したら40人かそこらしか集まらん、現実問題では集まれんと思いますんで、その辺も、よく検討しながら、実際、災害を想定しながら行すべきものだと思いますんで、よくそれらを検討しながら、次回の災害訓練に活かしていただきたい。次に民生委員の問題ですけども、前回から引き続き、空白地区は何地区ございますか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）前回一斉改選から引き続きの空白欠員地区は3地区でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）その3地区において、どの程度の人間にお願いに行って、何回ぐらいそれを行ってますか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）まず具体的に地区名を申し上げますが、一つがつくも町でございます。つくも町につきましては、候補者が中々挙がってこないこともありまして1名の方をお願いに1回しか行っておりません。続きまして、畝一丁目の2番から10番でございますが、これにつきましては、7名の方をお願いに参りました。1回の方が5名、2回の方が2名、3回お願いに行った方が1名でございます。最後に、浜角地区でございますが、浜角につきましては、8名の方をお願いに参りました。1回の方が6名、2回の方が2名、3回の方が1名でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）私の予想した以上に頑張られておるような気はするけれども、これ、実際に僕がやった事案なんですけど、平成13年だと思いますが、改選時、43名中19名の方が退任され、全く欠員なし。その代わり一の方に10回以上行ったケースがございます。この人はと思って、なぜ説得しに何回も何回も、3回でなくて4回5回6回と行かないんですか。いい人おられた訳でしょう。おられなかったんですか、おられなかったらやむを得ないですけど、なら、もっともっと説得して、足を使う必要があるんじゃないかと思うんですが、それについてどうですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）断られた方の中にも、確かに受けてほしいっていう方、何人かいらっしゃいました。その方を1回だったのか、2回3回行ったのかちょっと覚えてませんけども、確かにもっと説得の方に、行けばよかったと今ちょっと反省しております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）これ、この問題とさっきの災害の問題で、町内の出動の割合も聞いたのもそこにあるんですが、結局、町内の方が災害の時でも、一番呼ばれる確率が高い、一番負担掛かってる。どうしても時間外については町内のもんを呼ぶようになる。それなのに町内の職員が少ない。民生委員の問題にしてもそうです。町内のもんだったら行けば、あいつが来たんならという問題が必ずついて回る。これは、ほかのこの仕事でも出てくると思う。そのためには、どうしても町内の職員を採用しないと、こういう災害の問題、こういういろんな問題について、対応できなくなる。今回、もう既に2次試験を発表されたというのは確か報告あったと思うんですけど、町長、そういう意味で町内をできるだけ優先的に採用する考え方はできないでしょう。

○7番（宗像）総務部長。

○総務部長（丹羽）職員の採用につきましては、広く優秀な人材を求めたいと考えておりますので、町内に居住していることのみを優先するのではなく、町内の方に多く受験していただけるように、広報の方を、採用の広報の方を積極的に行って参りたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）これ前の副町長が答弁したときと全く同じようなことしか返ってきてない、だから改善されたらどうですかと言ってる。改善する気ないってことじゃろ。おかしい

じゃない。災害時に困ってるのあなた方でしょう、民生委員さんに頼みに行くの困ってるのあなた方ですよ。話してることと言ってることが違うんじゃない。だから知識のない者まで採れとは僕は言ってるんじゃないです。ある程度まで来たら、町内の方を優先的に配置しましょうとか、そういう配慮が必要ではないんですかと聞いとるんです。今まで変わらんかったら何にも変わらんじゃない。災害時に一番迷惑掛けてるのは誰ですか、町内の職員ですよ。町内居住者の職員だよ。町外者がほとんど呼ばれることないんでしょう、時間外に。負担は誰に掛けとるんですか。その辺を考えれば当然としてそれを考えるべきでしょう。それが安芸郡4町の中で一番海田町が町内採用者が、悪いんですよ。災害時を考えてください。今の問題でも考えてください。町内居住者がお前が来ればしゃあないわいう話が結構出るはずなんです。幼児問題にしてもそうだと思いますよ。その辺考えて、全体的な考え方として、どうなんですか、少しは検討してみる気あるんか、それともあったということ聞かんという、はっきりお答え願います。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）職員の採用についてでございますが、町内居住者に採用条件限定して付ける、条件を付けること、これについては違法ではないと考えております。ただし、やはり能力の実証に基づいて広く優秀な人材を確保する、そういったことが海田町にとって将来有益なことと考えております。ただ、町内居住者につきましては、27年10月から住居手当の引き上げ、居住者については、こういった措置も執っておりますので、こういったことで町内に居住する職員が増えればと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）それはこの前、三宅副町長がそういう答弁しとるとき、僕言ったじゃないですか。そうじゃなくて、僕は、それあなたが言っことを否定してるんじゃない。だけでもその中で、できる限り町内を頑張ってみましょうという気持ちはないかと聞いとる。外におるもん海田町に來い言っても中々來やせんですよ、こんだけ夜中に呼び出し來たら。去年なんか5回も6回も呼び出してるんでしょ。來る訳ないじゃないですか、5000円余分に出したところで。5000円じゃったと思うんですが。さんざん言って、僕が何回か町内者優遇せえ、結果、住居手当5000円増やすことにしたじゃないですか。だから僕が言いたいのは、災害にしても、今の民生委員にしても全てそうなんですよ。町内居住者の職員が少ないから、こういう問題が起こってる、だからその辺をもっともっと検討されたらどうですか、今すぐせいと言ってるんじゃないです。検討されてはど

うか、考えてみますという答えが出たら、これ以上言いませんけど、どうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今、いろいろな質問がございましたが、やはり第一は、やはり意識だと思います。職員がどのような形で意識を持つか、これは、どこに住もうとその意識をきちっと持つということが大事だと。だからこういう訓練においても、同じようなことだというふうにまず考えます。それとも、今度はハード面の問題に係ると思います。そういった制限の掛かっている状況のものをいかにクリアするかというものは、先ほどから紹介がありましたように民生委員、また採用に含めても、災害対策のいろんな対策においても、考慮すべきことはあるかというふうに考えますので、そういったところですね、今後も、検討じゃなくて調査研究をして参りたいというふうに思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）最後に東広問題ですが、あの交差点、本当に危険だとは思いませんか、今、現状見て。図面上で見る状態と実際に出来上がってる状態とは多分、イメージで違ってると思う。どうですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）議員ご指摘のように危険な状態、程度の差こそあれ、安全というふうな言い切り方はできない状況にあるというふうな認識でおります。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）海田町やったことじゃないので、あなた方を責めようがないんですが、ただ、事前にもうちょっと早う話を引っ張ってくれば、もう少し話ができたんかなという感じがせんでもないんですが、今後、今度これがいつまで続く状態になるのか、全部元の状態に戻す予定なのか。その辺についてどうです。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）まず、時期につきましては、明確な何年度というご回答ができなくて非常に残念でございますが、今後あそこはまず下部工を、今、工事しております工事の仮囲い、このフェンスを外します。そのあとに、上部工を掛ける工事。並びに平面の県道部ですが、これを数メートルずらさないといけません。この二つの工事が今後入ってきます。この工事の順序につきましては、今、国土交通省と広島県で協議をしております。それが終わると初めて工事完了という形になるというふうにお聞きしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ということは、今の悪い交差点の状態が、まだもう数年間続く可能性が十分あるというふうに理解していいんですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）その件につきましては、工事の今、仮囲いを外すと私説明しましたが、そのあと節目節目におきまして、安全性が低いというふうなことになるれば、再度、道路管理者である県、それから工事を行っておる国土交通省、町含めまして、三者で協議をし、改善に向けての対策を取る方向の協議を進めるというふうに申し合わせております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）仮囲いを取った時点では、ある程度やっぱり戻してもらわないとこれは危ないんじゃないか、本当に今、大きな事故がいつ来てもおかしくないような交差点だと。寺迫北詰交差点よりまだ悪いじゃないかいうぐらいな、状態になつとる。それについては早目の要望していただいて、きちんとしていただきたい。次に、新開蟹原線がもう来年3月に開きますよね。開いた瞬間、今より交通量まだ増えるはず。今、よそを回ってる人がもっと短くなるでしょ。ショートカットですって入って来れるんで。だから、本当に早く少しでも元の状態にして、それから今の状態から考えて、あれがそんなに大きく変更、元の状態戻るとは思えないというふうに思えるんですが、それについてどうなんですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）具体の細かいところまではですね、今の段階ではちょっとご説明ができませんというふうに考えておりますが、議員ご指摘の道路交通状態、これが変わるというのは、先日、道路管理者である広島県にも申し出をいたしております。その中で、今後取れる対策は取っていくような方向で検討したいという回答もいただいておりますので、適宜情報交換をしながら、この解消に努めたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）併せて自分が絡んだことであまり言いたくはないんですが、あそこの交差点自体ってのは、新開蟹原線が入ることによって国交省も県道も、元々最終形の形を考えておりますよね。で、今回海田町は、新開蟹原線あれから廃止する。目標を持って動

きよる。たまたま連立の関係があるんで、廃止部分が今、遅れとるという報告を受けておりますけれども、あの状態で、今の状態で新開蟹原線完全にカットしてしまったら、あの交差点どうなるんです。あのままずっと半永久的に今、危ないままいくような交差点になる。そうでなかったら、この交差点を片方閉鎖するしか考え難うなるんですが、そういう意味で考えたら、新開蟹原線全部までは開通せいと言わないですが、部分の交差点については責任を持って町が、これ町の責任ですから、町がやるべき案件だと思うんですが、それについて担当課、担当部としてどのように考えておられるのか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）今ご指摘ありました長期未着手問題、この中で検討して参りたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ということは、今そこまでは、別にそこまでしなくても安全じゃないが、最悪の場合は交差点閉鎖すればいいという考えでおられるというふうに理解できますが、そういう悪くとっても構わないんですね。きちんとした答弁がない以上は。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）その方向のご理解でなく、今からですね、広島県が道路の詳細設計を行います。その中でどういう対策を取れるかというのも含めまして、検討をしたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）海田町としては全く考えないんですね、県に任したまま、海田として独自に、もし県がだめな場合にはうちはどういうふうにしようという考えは全く持たないそういうにとってもよろしいんですね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）海田町として、全く安全じゃないような交差点をそのままにすることとはちょっと考えられませんので、それはやはり県とのそういった協議も踏まえてですね、海田町としてできる対策というのは考えていきたいというふうには考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）最後になりますが、要は県に協議するだけでなく、自分からも独自案をやっぱり策定しといて、最低限このぐらいいはしてくれやというような独自案をやっぱり

作るべき、作って対応できる、いつでも向こうがだめなら、こここういう方法どうやとかいうものを検討すべきだと思います。どうですか、これを最後に質問したいと思えます。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほど都市整備課長の方からも答弁がありましたが、協議の場というのを設けて、今から話し合うということにしておりますので、その中で、その問題についてはじっくり考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）向こうからの協議の場を待つのではなくて、こっちから積極的に協議の場を作っていく。そういう形でやってください。以上で質問を終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。新畝橋についてということでまずお尋ねをいたします。

国信橋の渋滞解消のため、早く仮称新畝橋すなわち、西谷森畠線の延長、この瀬野川に新畝橋を架設しないかということでもあります。国信橋の渋滞解消のため、改良設計が行われましたが、新店舗の客が多く、現在の国信橋の設計された計画では、はけないということで、現在見直しが行われております。逆に、これは私から言えば幸いであるというこというふうにも考えます。なぜならば、国信橋の隅切りだけでは、十分な量の車の通行や歩行者の安全の確保はできないと考えるからであります。少なくとも、国信橋は3車線の幅、それをもって2号線に出るようなレーンを確保すべきであると考えます。それは、国信橋の架け替えを意味するものでもあります。そのためには、まず、仮称新畝橋を造り、その後に国信橋の改良を考えるべきだと思います。それについて町長はどのように考えられるか、町長の考えを尋ねるものであります。そして、当然に、新畝橋も3車線あるいはまた4車線、それなりのそれぞれ直進あるいは左折のレーンを作ることによって、将来のまちづくり、町長が言われるオンリーワンの拠点にもなっていくのではな

かろうかと、このようにも考えます。更にその橋の完了後、県にお願いをして、国信橋の架け替え、これもまた3車線あるいは4車線、将来のまちづくりを考えるとときには、直進道路あるいは右左折のレーンも作るべきではないかと、このように考えますが、町長はどのようにお考えかを尋ねるものであります。次に町営住宅についてですが、本町町営住宅は相当の年数も経っており、耐用年数や耐震強度、これにもいろいろ問題があるんじゃないか、このようにも思います。更にはまたこの建物は戦後の住宅難の時代に住めればいい、雨露がしのげればいい、という時代に造られたもので、現在との住宅の使用目的は多少変わっておるんじゃないかと、このように考えます。すなわち今は高齢化時代、年金が全収入の時代であります、戦後と違い、テレビや洗濯機あるいは冷蔵庫が生活必需品の時代でもあります。現町営住宅は、先ほど言いましたように住めればいいというような空間だけの間取りであります。耐震化のため、いろいろ生活空間の確保といいますか、現代生活のためにも、今の町営住宅を建て替えるべきではないか、このようにも考えます。特に蟹原第一住宅などは、かなり傷みが激しいというか、それなりの耐震強度等にも足らないのではないかと。いち早く現代生活といいますか、現代社会にマッチした生活ができる建物とすべきであると、このように考えますが、町長はどのようにお考えかを尋ねるものであります。次に、尾崎川の排水についてであります、先に何回かこの件についても質問をしておりますが、尾崎川の排水ポンプの改良が全く見られません。私どもは過去2度ほど防衛省に、尾崎川の排水ポンプの増強のため、用地の確保等、何名かの者が防衛施設局にお願いに行っております。町長もご存じのことかと思いますが、その施設局長さんの話では、非常に自衛隊も海田町に世話になっておるんだから、快い返事をいただいておりますのも事実であります。しかしながら、作業といいますか、ポンプの増設、これについて、何らの動きが見られません。いつかもしましたが、県会議員とか、県のそれなりの担当課にお願いすべきではないか、このようにも言いましたが、その後の動きが見られません。現在どのようになっているのか、併せて、県に対して、どのような運動をされておるかを尋ねるものであります。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。新畝橋についての質問でございますが、国信橋につきましては、歩行者の安全確保の観点から北詰交差点の改良の早期完了を引き続き要望して参ります。新畝橋につきましては、渋滞の解消に限らず、まちづくりや

防災面においても有効であると考えておりますので、整備手法等を含め、検討して参ります。次に、町営住宅についてでございますが、町営住宅の耐震化は、平成 23 年度に実施した海田町町営住宅長寿命化計画策定業務において、全町営住宅の耐震性能が確認されております。また、建て替えについては、今後、町営住宅の必要戸数や住宅の劣化状況を調査し、建て替えを含めた町営住宅のあり方を検討して参ります。次に、尾崎川の排水についての質問でございますが、堀川地区の浸水対策につきましては、尾崎川排水機の増設が最優先課題と考えております。要望等の状況につきましては、事業主体である広島県に、早期の事業完了を要望するとともに、広島県選出の国会議員、国土交通省及び陸上自衛隊海田市駐屯地にも、機会を捉えて事業の推進を要望しております。尾崎川排水機の増設につきましては、今年 8 月末までに、排水機場の増設位置について、広島県と陸上自衛隊海田市駐屯地との間では、ほぼ合意に至ったと伺っております。今後は、予備設計を行い、今年度末までに海田市駐屯地と排水機場の敷地面積や建屋の規模等についての協議を終えたいと伺っております。今後も引き続き早期の事業完了に向け、要望活動を行って参ります。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）新畝橋についての再質問になりますが、先にも言いましたがね、今、町長答弁では北詰交差点の改良を早期に完成させたいということですが、これもいつかどっかで言いましたがね、いわゆる歩道部分、瀬野川上流部右岸の上流から下流に向かうときは、どうしても車道に出ないと、歩道が、まっすぐ上流から下流部分に行けない。ということで、何回か申し上げておりますが、ただ単に隅切りを作って、この歩道部分が上流から下流に向かって行ける、これだけではね、現在、国信橋を渡って、あると、2 号線に出る車がね。橋の上での待機、せいぜい 5、6 台。10 台はとても一つ信号で出れない。特に土日の、買い物、そういう一つの、町長オンリーワンの拠点でもある東地区の拠点のね、大型商店、ここの車の台数から言うたら、とても隅切りぐらい、今言いましたね、隅切りとか歩道の改良、これぐらいではねえ、対応できないんじゃないか。そのために、私としては逆にこれがね、見直しが再度見直し、もう一度見直さにゃならんようになった。というようなことは、非常に幸いだろうと思う。で、このわずかのお金をあっちこちに突っ込んでね、無駄なような工事をするよりも、思い切ってね、この新畝橋にね、しっかり補助金をもらってね、県の補助金をもらって、町の単独事業でやればね、早くできるんじゃないかと思う。予算的にも、おそらく 4 億、5 億もあれば

十分できるんじゃないかと思うんですが、そうして、国信橋も同じようにね、再度やっばり架け替える必要があるんじゃないか。ただ、今もらった答弁ではね、国信橋の北詰改良だけ、こういうことなんです、それに併せてね、私がお願いしとるのは、もちろん国信橋の架け替えというか改良もそうなんです、まず、いち早く仮称ではありますが、畝橋を造って、そうして、大々的に国信橋も改良すべきではないかと、こういうふうにする訳ですが、再度お尋ねします、いかが町長考えますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、国信橋北詰交差点の改良でございますが、今、広島県の方では、既に業務発注の方をされまして検討業務に着手されております。議員ご提案の件でございますが、まずはやはり安全対策を優先するということで、北詰交差点の改良は引き続き早期完了を要望して参りたいと考えております。それとはまた別に新畝橋につきましては、検討の方をして参りたいと考えておるところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今も課長の答弁がありましたがね、県の方は業務発注しとる、というのはあくまでも設計の段階であろうと思うんですよ。だから私がここで今お願いというか、お尋ねしておるのはね、それはそれで一つの策としてはいいかも分かりませんが、いわゆる工事に着手をする、先ほどもちょっと言いましたが、ただ単に橋の隅切りを行う。あるいは右岸の歩道がすぐ下流に向かって行ける、これだけではね、それほどの脳がないというか、交通の安全対策にならない。それで、先ほども言いましたが、橋の上にね、5台か7台ほどの2号線に出る車が待機すると、あとは、直進で瀬野川上流、いわゆる県道ね、下流に向かう車自体が前に進めない。そこに畑賀行きのバスが入ってくる。右折でいわゆる、県道、国信橋に入る時は左ではありますが、畑賀へ行くときには右折、今なくなりましたが明治乳業のところでね、大きく右に曲がる、ここは通学路になっとなつて、当然、子どもが、そこで信号待ちというか、横断歩道を渡るために待機する訳です。で、今、言いました、車が国信橋に5、6台並ぶと、次の車が県道部分に並ぶ。当然、右折のバスが大きく回らないと右に曲がれない。当然そこに小学生が歩道を渡るために待機しとる。大きな事故は幸いにして起こっておりませんが、簡単な接触とか無理やり子どもがバスに押されて後退するというような、事故といえば事故、特段のけがないから事故でないといえそうなんです、そういうことは年に4回、5回は起きております。ですから、今、言いましたように、国信橋をね、県が業務発注しとるのなら

それでいいとしても、こういうお願い、うちにもこういう考えがあるんだが県はどうかという念押しというかね、お願いを兼ねた要望をもう一回やってもらいたい。ちょっとこれは非常にいい考えだ、というふうな返答が返つとらんのじゃけどね、わしの言うような、ちょっと意味が理解してもらえんのか、わしも、頭も悪いし口も悪い、下手じゃけえねえ、意が伝わらんのじゃがね、その辺はどうなんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、議員ご指摘のように、抜本的な改善策として橋の架け替えということはあろうかと思うんですけれども、今現在、県の方は架け替えをしてくださるという保証はございません。その中で一刻も早く、通学路の安全対策ということで北詰交差点の改良を要望してきておるところでございます。従いまして、町といたしましては、早急に北詰交差点のまずは改修をしていただいて、こつこつと着実に安全対策をまず進めた上で、それと並行するような形で新畝橋の検討というのを実施して参りたいと考えておるところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そこでね、今、国信橋はそういうことで、子どもの通学路の安全ということがね、それに代わるものはないと思うんで、それはそれで必要であろうと考えますが、そこで、繰り返しになりますが、この新畝橋、いわゆる単独事業とか県事業であっても、どっちにしても瀬野川は2級河川ですから、その方でお願いせんにゃならんと思うが、早急に、何ら策を打つという考えはどうなんかというのを聞きたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、町の限られた財源の中で、いかに特定財源を引っ張ってくるかというようなことが大変重要になってこようかと思うんですけれども、まずは、その辺の情報収集、町としての切り札といいますか、カード、まず整理した上で、今後、そのような要望活動だったりっていう活動を実施して参りたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何か前向きに行くんか、後ろ向いて行くんか、あんまりよう分からんのじゃけどね、どうも早急に手を打とうというふうな何か考えがないようなんだけども、いずれにしても、今の畝橋では、いろんなそういう離合というか、町のね、拠点づくりとしてでも役には立たない、というふうに考えます。ですから、いろんなことを考えるときに、要するに、消防、そんなことを考えてもね、やっぱりこの橋はね、是非、即

急に必要、畝地区のそういう緊急事態があったときに、国信橋は先ほど来、言いましたように、車の隊列というか、縦列がずっと渋滞が起きとる。そこへ緊急車両が来たけえいうて、橋が渡れない。だから、極端には橋は何本あってもいいし、そんなことはできませんが、畝橋から国信橋に全面で橋ができりゃあ、なおいい訳ですが、そんなことはできん訳ですが、もうちょっと進んだ答弁がね、早急に何かちょっと、それこそ、業務委託をするか、何かちょっと、そういう、架け替えのね、先ほども言いましたような、もうそれぞれに右折ライン、左折ラインを設けて、直進ラインとね、4車線ぐらいの、ちょうどもう道路の幅、森畑、今、ありゃあ無くなったんかの、森畑西ノ谷線というのが。それはそれとして、意味は分かるであろうから、その道路をそのまま真っすぐ渡れるように早急に、やっぱりやる必要があると思うんですよね、急いでやるという考えは、今一度、先ほど来、言うところ、進んで、もう一つ、それこそ目の玉が飛び出るような答弁が出てこんかと思うが、どうですか。

○14番（前田）建設課長。

○建設課長（木村）はい、議員さんがご指摘のとおり、町長答弁にもありますように、新畝橋に対する機能というのは十分認めておるところでございますが、町の限りある財源の中、他事業との兼ね合い等もございます。その中で、町としてどのようなタイミングで実施していくかというのも踏まえまして検討して参りたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それはほんじゃそれでしっかり早くやってもらいたい、とこう思う訳ですが、町営住宅についでですよ。耐震性能が確認されておる、ね。耐震はそれなりにあるんかどうかわらんが、特に、第一蟹原というのがね、近頃は知りませんがね、私も20年、25年前ぐらいから知っとるんだが、そのころの状況ではね、畳の上を歩いただけでも床が落ちるといようなね、薄いベニヤ板で、訳の分からんような床を張ってね、現在は知りませんがね、おそらく大々的な補修というか、改修をされたという記憶がないんで、おそらく、昔のまんま、何とか破れたベニヤ板の上に畳でもっとるんじゃないかと思う訳ですがね。先ほども言いましたように、耐震が本当にあるのかどうか疑わしいんですが、いずれにしても、これのね、間取り、先ほど来も言いましたように、生活空間が変わっておる、昔とね。いわゆる、雨露がしのげる時代からね、今は変わって、先ほど言いました、テレビにしてはね、中には90とか100インチの大型になっておる。私どもの子どもの頃は19型のテレビがあったら大きいぐらいじゃったがね。14インチ

とかそんなテレビじゃった。今、ちょっとしたところはみな、三十何インチになっておる。だからそういうものをね、冷蔵庫でも、私どもの知る範囲では、もう 120 リッターぐらい。今はその 5 倍ぐらいになってね、五百なんぼとかいうて、ちょっとちっちゃいというても 450 リットル、600 リッター近いそういうもんな。そうすると極端な言い方をするとね、寝るところがないようになる。お客さんが来ても座ってもらうとこがない。だから、町営住宅といえどもね、今頃、先ほど言いました近代生活するためにはね、ゆっくり 4 畳半 2 間ほどありゃあよかろうというんじゃなくして、やっぱりね、6 畳、8 畳の部屋がね、2 間続きぐらいであるような空間にしてあげる必要があるんじゃないか。というふうに考えるんで、耐震があるのかどうかは別として、おそらく国庫補助も済んだるはずですから、建て替えてもいいんじゃないかと、こういうね、そこで二つ聞きますが、耐震でもてるから、建て替える気はないんだというのと、もう国庫補助も済んだるから、国庫補助がどうなっとるか、こういうことでね、もう建て替えてもいいんじゃないかと。その辺、併せて返答を願いたいと思いますが。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、ご指摘のとおり、建てられた当初は快適な環境であったと思われますが、時代の経過とともに快適性も変化しておるというのは事実でございます。そんな中で、建て替えということでございますが、今すぐの答えにはなりません、老朽化を踏まえ、今後、重要度、優先度を精査した上で、研究をして参りたいというふうに考えております。なお、国庫補助につきましては、耐用年数が 70 年でございますので、まだ残存価値は残っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）建物の残存価値というんじゃなくして、補助金の返済途中で建物は改修とか建替えると残額部分の補助金は返さにゃならんようになるんじゃないかと、ということ、答弁はいいよ、はっきり言うてね、残存期間で逃げようというんじゃろうけえそりゃあええが、どうも建て替える考えはないいうがね、これもう一回言いますが、昔は雨露しのぐ、とにかく寝るところが欲しかった。今はね、それなりの高齢者と言えどもね、それなりの生活空間が必要な時代になつとるということを認識しとってもらいたい。ということで、早くこれをね、町民が少しでも生活しやすいように、そういう空間を作っていくべきと、こういうふうに思いますが、その考え、また後日、チャンスがあれば聞きたい。最後にね、尾崎川の排水なんです、副町長、あなたせっかくね、県からお

越しいただいて、尾崎川、これご存じだろうと思いますが、2級河川なんですよね。これ、ちょっと、私もね、それなりの、勉強はしとらんですが、知ったところだけちょっとと言うからね、起らんと聞いてもらいたいと思うんですが、昭和のなんぼかな 60 年にね、元々、7 トンぐらいのやつを 9 トンにしとるんですよ。数字は間違うとったらごめんよ。59 年頃にここの改良というか、ポンプの増強しようというんで、60 年のね、9 月に、9 トンに直しとるんです。それまでは 7 トンぐらい。そのときにね、昭和 59 年の 11 月に当時竹下虎之助知事ね、これはね、海田湾埋め立てで随分もめたという経緯があるんですね。ここにね、海田湾埋立免許取消訴訟弁護団というのがね、取消弁護団の方と、海田湾の埋め立てやめろと、その条件として、いろいろ尾崎川の、ほかにも一杯あるんじゃないけど、尾崎川のポンプの能力を 28 トンにしようじゃないか、これ、協定書はあるんですよ。で、先ほど来、ちょっと言うところが、国会議員やら県会議員やらに、何かお願いしたとか、しとるとか何とかいうような答弁だったんですけどね、この前も言うたんだけど、動きが見られん。先ほどの国信橋もそうじゃし、町営住宅もそうじゃが、検討するようお願いしとるんじゃないかというだけじゃたらね、どこまで行ってもまちづくり、いいことにならん、ね。それで、これ私も言いました、県のね、河川課にも言っとうるんですよ、去年。文書を出しとる。そしたらね、ちょっと付録まで付けていって怒られた、ね。それ、知っとなんない方がいい。そういうことなんで、せっかく県とのパイプ役で、副町長来とってんですから、このことについて、どの程度承知しとるんかいうのと、ね、これについて、ちょっと頑張ってみようというか、ちょっと私的なことになるかも分かんが、併せて、難しい答弁じゃないと思うんですが、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）はい、尾崎川の排水対策についての対応、姿勢についてのご質問だと思います。私も現地にも何遍か、足を運んで、どういった状況の場所にあるかといったことは、見さしていただいて、それで、答弁、先ほど、町長の方から申し上げましたように、かなりですね、関係機関には足を運んで、具体的な要望活動は行っておりますし、また、排水機場の設置の場所等についてですね、具体的な協議に入ってきている段階でございます。ただ、まだこれで全ては決まったということでございませぬので、私もできる限りですね、そういった要望活動等ですね、力を尽くして参りたいというふうに思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度念押しになるんですがね、昨年、一昨年、2度、防衛省の施設局へ行っております。そういう施設課長さんとね、先ほども言いましたように、海田町さんにはお世話になっとるんだから用地は何とかしようと。ここに、町長答弁にもありますが、排水機場の面積、建て替えの棟について、協議を終わったということだから、何平米の土地かは知りませんが、県に移譲しようということで話がまとまったということだろうと思うんです。だからそこまで行っとるんだからあとは、ポンプの増設なんです。いわゆる能力アップもあるかも分からんが、私どもの考えでは、ポンプの能力をアップだけではね、9トンが3倍の28トンになるとは思いませんので、当然増設が必要であろうということは、私ども素人で考える訳ですね。ところが、今言う、そのいろんなところではポンプの能力や用地が決まったどうじゃ、ポンプの増設が決まったいうてみても、やらんことにはなんにもならん訳よね。この堀川というのか、地区の浸水対策というかな、これは、堀川地区の浸水対策だけじゃないんですね。遠くは東公民館、ここの水もね、全部行っとるんですよ、国信の方の排水までが、尾崎川に行っておる。だから、雨が降るといふことになるね、尾崎川をいち早く空にせんにゃあ、そうせんと、もう国信、蟹原はもちろん、そこらのね、浸水対策ならんと思う。一般的には堀川か何か、そこらの方の浸水だけを頭に入れるが、そうじゃなしに、海田町もう全域に近い、半分ぐらいの流域というのか、そこらが水浸しになる。だから、どういうふうに言やあいんか分からんけどね、せっかく用地の話もついた、県が、動きさえすりゃあねえ、極端な言い方したら明日から着工できる訳よ。そこで副町長、あんたの力じゃ思うて期待するんよ。どうかいの、直接知事談判か、河川局長か誰か、私は分かりませんが、その担当課に、何とか新年度予算付けてくれ、こういう要望、ひとつどうかいの、そこら。力強い、はあ、さすが副町長じゃのというような、答弁が聞きたいんじやが、どうかいの。そしたらすぐやめるがの、再々質問はもうやらんがね。どうじゃろう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）大分、これは時間が掛かりつつも、話が前進しているという状況でございます。今後ですね、しっかり前に進んでいくようにですね、私の方からも、県に対する働き掛け等しっかり行って参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まあね、これから先言うても似たようなことになろうと思うが、このポ

ンプ場は、ひとつこれ国の財産なんですよ、ご存じだろうと思います。そしてこれを広島市に委託して、その運転管理費というのか、うちが半分持っとるんよ、実は、2分の1。だから、そこまでうちが面倒を見てね、やっとなんだから、それは町民のためにそれぐらいやらにゃ、当たり前のことじゃろうとは思うけどもね、運転は広島市が管理しとるが、金だけは半分負担せい、あとは広島市がその流域というのか、尾崎川の流域でね、浸水域があんまり関係ないから、力入れんよう、とういうようなことに、なっとるように、ひがみで解釈しておる、ね。海田町に管理費というか、あれを運転するのに半分経費持たしといてね、広島市が浸からんからうちはいいいよ、管理は、広島市が受け取るんだから。そういうことじゃ困るんで、広島市にも早くやってね、これ、これ要望しかできんだろう、こっから先はの、副町長、頑張るということで、終わりますがね、そうやって、町民が負担しとるんだから、税金という名の下にね。運転管理費何ぼ要っとるんか、わしはそこまでは勉強しとらんのが、仮に、月1万円であろうと、千円であろうと、10万円であろうとね、負担しとるのは事実だから、しっかりやって、早く浸水ね、国信から蟹原、日の出の辺りまで皆影響する所だからだけで、今でも、実際問題、西浜かの、西浜にも町営住宅の辺りに水が浸かるところがあるんです。国信、蟹原、西浜、堀川じゃったかね、相当の面積になるというんで、早く対応をしてもらいたいということで、終わります。ありがとうございました。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。再開は、1時50分です。

~~~~~○~~~~~

午後1時35分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第38号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、第40号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第38号議案から第40号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか、2件、第38号議案から第40号議案までを一括でご提案申し上げます。人事院の給与勧告に伴い、関係する3件の条例を

改正するものでございます。内容につきましては担当から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（中垣） それでは、第 38 号議案から第 40 号議案までを一括でご説明申し上げます。第 38 号議案から第 40 号議案につきましては、人事院の給与勧告に基づき所要の改正を行うものでございます。第 38 号議案の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、第 39 号議案の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、期末手当の改正のみになりますので、資料の中で一括して説明をさせていただきます。改正内容につきましては、主に資料 2 の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は、5 ページから 14 ページ、三つの条例の新旧対照表、資料 3、資料 4、資料 5 でお配りしておりますので、併せてご覧ください。まず、資料 2 で記載しております平成 28 年の人事院勧告の骨子についてでございますが、俸給については引き上げ、期末勤勉手当についても 0.1 月分の引き上げとなっており、平成 28 年度から適用いたします。給与制度の総合的な見直しにつきましては、扶養手当の月額が改定され、配偶者は 1 万 3,000 円を 6,500 円に減額。子は 6,500 円を 1 万円に増額するものでございます。ただし、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、表にございますとおり、2 か年度にわたって段階的に改定することとしております。次に、海田町の改正方針についてでございますが、人事院勧告に準じた改定を行うものとしていたします。毎月の給料につきましては、月額 400 円から 1,500 円の間で引き上げを行い、平成 28 年 4 月分から適用いたします。新しい給料表とこれまでの給料表の比較につきましては、資料 5 の新旧対照表に記載しておりますので、ご参照いただければと思います。次に、扶養手当についてでございますが、国の改定に準じて段階的に改定するものでございます。次の、期末勤勉手当につきましても、国の改定に準じて支給割合を改定するもので、次の 2 ページから一覧表で記載をさせていただいております。一般職員については、現行の 4.2 月分から 4.3 月分へ、0.1 月分の増、再任用職員については 2.2 月分から 2.25 月分へ、0.05 月分の増。3 ページになりますが、町長ほか特別職については、4.2 月分から 4.3 月分へ、0.1 月分の増。議員さんにつきましては、3.25 月分から 3.35 月分へ 0.1 月分の増となるものでございます。月例給、期末勤勉手当については、平成 28 年度分から適用し、一般職、特別職、議員さんのそれぞれ差額分を支給いたします。最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成 28 年度分から適用いたします。なお、平成 29 年度以降に関する部分につきましては、平成 29

年4月1日から施行いたします。また、改正前の条例によって支給された給与は、改正後の条例によってなされた給与の内払いとみなすための附則を規定しております。以上で、第38号議案、議案から第40号議案の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。日程第2、第38号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、第40号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案については、予算委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第38号議案から第40号議案までの3議案については、予算委員会に付託することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第41号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第41号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（中垣）第41号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の15ページをお願いいたします。資料は、資料6の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料7の職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表になりますので、併せてご覧ください。改正の内容につきましては、資料6の条例の概要で説明をさせていただきます。この改正は平成28年人事院給与勧告に併せまして、育児休業等に関する法律等の改正がなされたことによるもので、次の3点がございます。1点目は、介護休暇が分割取得可能になるものでございます。図でお示ししておりますとおり、現行は一の介護状態ごとに連続する6か月の期間内において1回のみ取得可能となっておりますが、改正後は通算6か月の期間内において、3回まで分割取得が可能となるものでございます。2点目は、介護時間を新設するものでございます。これは、連続する3年の期間内におい

て、1日につき2時間まで取得可能となるものでございます。米印で記載しておりますが、勤務しなかった時間は無給となりますが、昇給、勤勉手当においては不利にならない扱いとされております。3点目は、育児休業等について、現行が法律上の親子関係にある子のみを対象としているのに対しまして、改正後は記載しておりますような特別養子縁組の成立前において監護を行っている子等も対象となるものでございます。施行期日は平成29年1月1日でございます。ただし、本文中第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行いたします。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。

○議長（久留島）質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第42号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第42号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の改正に伴い、規定の整備等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第42号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書17ページをお開きください。資料については、資料8の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料9の海田町税条例等新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料8の条例の概要をご覧ください。今回の

海田町税条例等の一部改正については、地方税法及び外国人等の国際運輸事業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、規定の整備等所要の改正を行うものでございます。最初に、第1条関係の海田町税条例の一部改正ですが、第19条から下の第50条までの4条については、国税における延滞税の計算期間等の見直しによる除算期間の新設に準じ、法人町民税及び個人町民税に係る延滞金の計算期間等についての規定の整備等を行うもので、施行期日は、いずれも平成29年1月1日でございます。次に、附則第6条については、従来の医療費控除に加え、健康の維持増進、疾病予防のために自主的な服用を推進するため、新たに医療費控除の特例を設けるものでございます。これは、医療用医薬品から代替を勧める観点から、これまでは医師の処方箋がないと購入できなかった薬品が、成分の有効性や安全性に問題ないと判断され、薬局で一般に売られるようになる特定一般用医薬品等、通称スイッチOTC薬となり、これを年間1万2,000円を超えて購入した場合には、その超える額を所得控除するもので、8万8,000円を上限としています。なお、この特例の適用期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までに購入されたものに限られ、また、現行の医療費控除と同時に適用することはできないもので、施行期日は平成30年1月1日でございます。次のページをお願いします。2の固定資産税関係の改正でございます。附則第10条の2の固定資産税の課税標準の特例でございますが、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と呼ばれています規定に津波対策の用に供する港湾施設等の償却資産、再生可能エネルギー発電設備及び認定誘導事業者が整備した公共施設等の家屋及び償却資産が追加されたことに伴い、これらの規定を追加するものでございます。①については、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産については、課税標準価格を2分の1に軽減するものです。2については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備のうち、風力発電設備を追加し、既存の太陽光発電設備については、売電型の認定発電設備を対象外とし、自家消費型の発電設備を追加したもので、課税標準価格を3分の2に軽減。また、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備を追加し、課税標準価格を2分の1に軽減するものです。3については、都市再生特別法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の家屋及び償却資産については、課税標準価格を5分の4に軽減するもので、施行期日は、いずれも公布の日でございます。次に、3の軽自動車税関係の改正でございます。附則第16条は、

一定の環境性能を有する軽自動車税のグリーン化特例について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに限り、最初の新規検査を受けた排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、本来の税額より軽減する特例措置が適用されていましたが、その特例措置を 1 年延長し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、最初の新規検査を受けた軽 4 輪等も新車について適用されるもので、施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。続きまして、第 2 条関係の海田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正に係る第 1 条の改正規定中の、附則第 5 条でございますが、平成 27 年、地方税法の一部改正により旧三級品の紙巻きたばこの特例税制が廃止され、その税率を平成 28 年度から平成 31 年度までの間に段階的に引き上げ、一般のたばこ税に合わせることにつきましては、昨年 9 月議会におきまして議決をいただいておりますが、この度は、この経過措置に係る引用条項の整理を行うもので、施行期日は平成 29 年 1 月 1 日でございます。最後に、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。附則第 20 条の 2 及び附則第 20 条の 3 でございますが、租税条約に相当する民間租税取り決めが日本と台湾との間で結ばれ、更に、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正され、町民税に関連する事業が新設されたことに伴い、台湾の投資事業組合を通じ、日本国内の居住者が支払いを受ける特例適用利子等及び特例適用配当等について、分離課税として所得に合算し、町民税に課税される制度を新設するために、規定の整備を行うものでございます。施行期日は、いずれも平成 29 年 1 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○6 番（住吉）6 番議員、住吉です。この資料 8 の 1 ページの一番最後ですね、附則第 6 条の特定一般用医薬品等購入費。今は、さらさらと説明しましたが、何のことやらさっぱり分からん。もう一度詳しく説明願います。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）はい、そもそもこの O T C 薬の特例制度がなぜ起きたということで、今回あったんですが、この、その薬はこれまで医者の方箋がないと購入できなかったものを、昨今の国民の医療費の増大が問題となっているのに伴いまして、医療機関で診察を受けずに、市販薬で対処する人を支援しようということから、この特例制度が起きた

ものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）市販の風邪薬とか、そういったことを言うところのか、それともなんか違う薬なのか、それがさっぱり分かりません。もう一度説明願います。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）この特定一般用医薬品等スイッチOTC医薬品というものなのですが、これが種類としては1,525種類ぐらいあるんですが、腰痛とか肩こりとか、サロンパスとか、諸々の種類に該当するものでございます。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）具体的に申し上げますと、大正胃腸薬でありますとか、サロンパスEXでありますとか、よく皆、皆さんが、テレビコマーシャル等で耳にする、されるもの、そういったものが対象になるものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）分かりやすく言えば、その辺の薬局で売ってるいろんな薬が対象になると、いうふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）はい、大抵、今現在、薬局等で市販されてるものが対象になるものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）はい。資料8の19号から50号の問題でお尋ねしますが、資料9の中にもずっと出てくるんですが、延滞金の率が、14.6というのは前々から設定してあるんですが、途中から、変更及び決定によって7.3と半額になっておる訳ですね。変更や附則、あるいは決定後という意味ですよ。これはどうなのか、お尋ねをするところです。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）これは地方税法の本則の方で定められたもので、その分につきましては納期限から1か月を経過するまでの期間については7.3パーセント、それ以降については年14.6パーセントということになっているんですが、その中で、特定基準割合というのがございまして、これにつきましては、平成28年度につきましては、先ほど申し上げました納期限の翌日から1か月以内につきましては年2.8パーセント、それを超えますと年9.1パーセントの割合で決められているものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）余計分らんようになってしまった。いわゆるこの本税で期限内に払わなかったら、今の14.6パーセントの延滞金、いろいろ法律が変わったり、あるいは事情があつて払えなかったりすれば、この資料9から見ると、たばこ税であるとか、入湯税であるとか、公益のための土地の問題でいろいろ変更があつた場合には、本来14.6払わなきゃ延滞金の付くところを、いわゆる、7.3に変更する、緩和措置をするという意味で提案されておるのかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）今回の延滞税の見直しにつきましては、具体的に申し上げますと、個人又は法人の方から当初の申告書が提出された後、税額が仮に10万円ということになったとしますと、10万円をその後6万円に減額された更正等がありまして、その後、更に当初の納税額の10万円を上回る13万円の増額変更等があつた場合、改正前は、当初の10万円の納期限まで遡り、延滞金が発生しておりましたが、改正後は当初の10万円の納期限の翌日から13万円に、増額変更があつた期間については、延滞金の計算期間から除算する見直しをしたというもので、あくまで、これ除算期間の新設に伴う改正でございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）住吉議員の続きなんだけど、今、一般医薬品については今、医療費控除の対象になってね、領収書、だから、今度は、一般医薬品だけ抜き出して、確か、一万いくらいうて言われた、その分を、が、控除対象になるよってということなんですね。ちょっとそこ確認をしたいんです。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）はい、これまでは医療費控除で10万円を超えた若しくは年間の所得が200万以下に関しましては5パーセントのいずれか低い方という特定だけであつたんですが、今回ののは、OTC薬に限ってのことなんですが、1万2,000円を超えたもので、上限が8万8,000円というのがあるんですが、そのいずれか、両方は提供できないで、そのいずれかを選択できるという制度でございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）さっきサロンパスとかいろいろ言われたんだけど、サプリメント、薬局で売っとるサプリメントについては、これは対象になってるんでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）はい。この分につきましては対象にはなっていないということです。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ええと、多田議員の、また一つは続きなんです、10万円より別枠であるのか、10万円の中に含んで、そういうものを入れることできるのか、別枠で今の市販薬については別途の控除いうか、いうか、税額控除になるのか、まずそれが1点。次に、資料22の2番目の固定資産の減免ので、認定発電設備、太陽光、風力、こういうのが3分の2になったり、2分の1になっておるが、軽減されるということをおっしゃられましたが、これは、今までは軽減されてないのを軽減することにしたかどうかの確認と、それから、電気事業者というのは、例えば個人では余剰電力を送ってる場合は対象になるんかどうか。以上。

○議長（久留島）税務課長。

○7番（宗像）はい、まず1点目の特例の適用につきましては、これはどちらかの一方のみになります。ですから、医療費控除で、そのOTC薬の話なんです、その方も医療費控除を使えるのは一方のみとなります。これまでの特例若しくは今回新たに設けられた特例のいずれかということになります。で、2点目の、太陽光等についてなんです、これにつきましては、太陽光発電につきましては、これまでもあったんですが、ただその要因につきましては、今回からは、わがまち特例に適用されたのに関しましては、売電しない自家消費型発電設備に限定されてるということになっております。それと3点目の、すいません、2点目の、これまでの太陽光発電等につきましては、これまでありましたのは太陽光発電のもののみあったんですが、特例率につきましては3分の2でございました。で、3点目の、3点目の個人事業主の売電設備が対象になるかどうかにつきましては、これは、この太陽光発電設備の対象者につきましては、工場等の施設において自己消費を目的に、設置された太陽光発電設備ということになりますので、これは個人の方は対象にならないということになります。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）まず1点目、再答弁で、医薬品の掛かる費用を両方に同時に、控除の対象にできんのは分かる、誰でも。そうじゃなくて、これは今、医療費を使った分、これは今のこの医薬品じゃない部分の10万円があるんでしょ。10万控除が。10万超えたらその分だけ。10万円引いたもんが控除の対象になりますよね。それは残るんですか、それ

以外に新たに、こちら側に新しい制度としてできたんですかって聞いたんですよ、まず、ね。それをはっきり、きちんと答弁されてない。それから、太陽光3分の2、3分の2にまでなるんだったら、これ、全然軽減になってないじゃない。現在太陽光について3分の2が3分の2になるなら全然軽減になってないじゃないですか。変更じゃないじゃない。説明、ちょっと曖昧でしょ。電気事業者の定義っていうのはどうなの。それきちんと分ってるの。今、大型の工場で自家発電、自己に使うもんでいったら、これ電気事業者じゃないじゃない。電気事業者というのは、売電する目的で電気を発電するのが電気事業者でしょう。どういう答弁してるんですか。その中に、僕が聞いたのは、個人で余剰電力を売電してる人が、その該当になるんですかって聞いたんですよ。質問の意味をちゃんと理解して、きちんとした答弁をお願いします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）申し訳ございません、最初の医療費控除につきましては、これは今までの制度も残った上で、新たな特例が設けられたというものでございます。2点目のものにつきましては。すみません、2点目につきましては、太陽光発電設備につきましては、以前もあったものなんです、それ以外につきましては、風力発電とか火力とか地熱、バイオマスにつきましては、今回新たに設けられたものでございます。

○議長（久留島）売電の方は。はい、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時23分 休憩

午後2時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。執行部の方に申し上げます。

質問の内容の趣旨を十分に把握して、的確に回答をお願いいたします。副町長。

○副町長（胡家）議員の皆様方には大変、時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。

いただきましたご質問でございますけれども、正確な答弁を期する意味から、少し時間をいただいて、調べさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）本日の議事日程は終了する見込みがございません。調べる時間をくださいということなので。従って、会議規則第23条の規定によりこれにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。なお明日も午前9時から本会議を開会いたしますのでご参集ください。本日はご苦労さまででした。

午後2時40分 延会